

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る
再商品化計画の認定申請の手引き
(1.1 版)

令和5年1月

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0	－	初版。2022 年 4 月 1 日から施行。
1.1	施行時記入	・3. (3) 分別収集物の品質調査（組成調査）の記載を拡充。 ・その他構成及び表現を修正。

目次

1. 制度の概要	1
(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について	1
(2) プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向について	1
(3) 市区町村の分別収集及び再商品化	3
(4) 再商品化計画の認定制度の仕組み	4
(5) 各主体の役割	5
(6) 本手引きの位置付け・目的	5
(7) 再商品化に必要な行為の委託先の選定及び委託の基準	6
2. 再商品化計画の認定の申請	7
2. 1 認定申請の流れ	7
(1) 申請書類の準備・事前相談	7
(2) 申請書類の提出	7
(3) 審査	8
2. 2 再商品化計画に記載すべき事項	9
(1) 申請書	9
(2) 補足説明	9
2. 3 再商品化計画に添付すべき書類	14
(1) プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準	14
(2) 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が知識及び技能を有することを証する書類	14
(3) 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が経理的基礎を有することを証する書類	15
(4) 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が欠格要件に該当しないことを証する書類(保証書)	15
(5) 分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設が基準に適合することを証する書類(保証書)	15
(6) 分別収集物の処分の用に供する施設が基準に適合することを証する書類	16
(7) 分別収集物の再商品化(法第2条第8項第2号に掲げる行為に限る。)を行う場合において、行政庁の許可、認可その他の処分を受けたことを証する書類の写し	18
(8) 分別収集物を収集しようとする区域を示す図面	18
2. 4 認定の基準	19
(1) 再商品化計画の内容の基準	19
(2) 再商品化計画の期間の基準	22

(3) 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者の能力及び施設の基準	22
(4) 欠格要件	24
2. 5 認定再商品化計画の変更手続	25
3. 再商品化の実施状況を把握するために必要な措置	28
(1) 再商品化の実施状況の現地確認	28
(2) 違反行為等の疑いがある場合	28
(3) 分別収集物の品質調査(組成調査)	28
(4) 再商品化製品の品質検査	33
(5) 再商品化事業者の操業管理	33
(6) 生産管理書類の作成・報告	34
(7) 再商品化製品利用状況の確認	36
4. その他	37
(1) 契約及びプラスチック容器包装廃棄物の再商品化費用の支払い	37
(2) 再商品化の実施の状況に関する報告	37
(3) 認定証の交付	37
(4) 認定の取消し	38
お問い合わせ先	39
再商品化計画の必要書類一覧と指定法人への提出資料	40
品質基準	43
(1) 収率	43
(2) 分別収集物の再商品化製品の品質基準	44

本手引きにおける用語の定義

用語	定義
主務大臣	経済産業大臣及び環境大臣
プラスチック使用製品	プラスチックが使用されている製品
プラスチック使用製品廃棄物	一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であって、放射性物質によって汚染されていないものが廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。)に規定する廃棄物となったもの。プラスチック容器包装廃棄物を含む。
プラスチック容器包装廃棄物	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」といいます ¹ 。)第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの(飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件(平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号)第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。)
再商品化	次に掲げる行為をいう。 ①分別収集物について、製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。燃料として利用される製品にあっては、以下のとおり。 一 分別収集物を圧縮し、又は破碎することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの 二 炭化水素油 三 水素及び一酸化炭素を主成分とするガス (ただし、分別収集物の再商品化に当たっては、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び

¹ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)及び同法施行規則等においては「容器包装再商品化法」と規定されています。

	分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成 18 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号)五 1(4)に規定する方策に準じて実施するものとし、円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する。) ②分別収集物について、①に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。
産業廃棄物	廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物
再商品化計画	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和 3 年法律第 60 号。以下「法」といいます。)第 33 条第 1 項に基づき市区町村が作成する分別収集物の再商品化の実施に関する計画
認定再商品化計画	法第 33 条第 3 項に基づき主務大臣が認定した再商品化計画
認定市区町村	再商品化計画の認定を受けた市区町村 (法においては「認定市町村」と規定されています。)
分別収集物	市区町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集することにより得られる物
異物	分別収集物に混入した法第 31 条に基づき市区町村が策定する分別の基準に適合するプラスチック使用製品廃棄物以外の物
再商品化実施者	認定再商品化計画において記載された、分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者
再商品化事業者	再商品化実施者のうち、分別収集物の再商品化(処分)を行う者
再商品化製品利用事業者	再商品化事業者から再商品化製品を購入し、利用する事業者(再商品化製品を自ら利用せずに他者に転売する商社等についてはこれに該当しない)
特定事業者	容器包装リサイクル法第 11 条第 3 項に規定する事業者
指定法人	容器包装リサイクル法第 21 条に規定する指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

材料リサイクル		ペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破碎その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ること
ケミカルリサイクル		以下のいずれかの手法によるリサイクル
	油化	炭化水素油を得るための施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得ること
	高炉還元剤化	高炉で用いる還元剤を得るための施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得ること
	コークス炉化学原料化	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ること
	ガス化	水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設において、異物の除去、破碎、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ること

1. 制度の概要

(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進するため、2021 年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

法では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクルの全般に関わる、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組、3R+Renewable を促進するための措置を講じています。

「設計・製造段階」では、プラスチック使用製品製造事業者等がプラスチック使用製品の設計に当たって講ずべき措置に関して、「プラスチック使用製品設計指針」（プラスチック使用量の削減や部品の再使用、再生プラスチックの利用等）を定めています。

「販売・提供段階」では、特定プラスチック使用製品を提供する事業者が取り組むべき判断基準を定め、特定プラスチック使用製品提供事業者に対して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の取組（目標の設定や提供方法・製品の工夫等）を求めています。

「排出・回収・リサイクル」段階では、①市区町村による分別収集・再商品化の取組（指定法人への再商品化の委託、計画認定制度の創設等）、②プラスチック使用製品の製造・販売事業者等による自主回収・再資源化（計画認定制度の創設）、③排出事業者による排出の抑制及び再資源化等（排出の抑制や再資源化等の実施、計画認定制度の創設）を措置しています。

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向について

「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」（令和4年経済産業省、環境省告示第2号。以下「基本方針」といいます。）において、下記のような内容をプラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向として定めています。

【プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針】

ー プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向

プラスチック使用製品の設計及び製造、販売及び提供並びに排出、回収及びリサイクルの各段階において、3R+Renewable の原則にのっとり、回避可能なプラスチックの使用については、過剰な使用の抑制等の使用の合理化をした上で、必要不可欠な使用については、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生プラスチックや再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には

熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することが必要である。

プラスチックに係る資源循環の実現に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要である。そのため、下記の役割分担の下で各関係主体が積極的に取り組むものとする。

事業者は、①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること、②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること、④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進することに努めるものとする。

消費者は、①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、②プラスチック使用製品廃棄物を市町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること、③認定プラスチック使用製品を使用することに努めるものとする。

国は、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及並びに教育活動及び広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずるよう努めるものとする。

市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

都道府県は、市町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

このように資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることで、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するとともに、2050年カーボンニュートラルを実現するために必要不可欠な循環経済への移行を戦略的に進める。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等を通じて、国内のプラスチックをめぐる資源及び環境の課題を解決するとともに、我が国の有する資源循環に関する優れた技術や環境基盤を国際展開し、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献するとともに、国内での資源循環を促進することが重要である。併せて、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長や雇用の創出などを図ることで、新たな成長の源泉としていくことを目指す。

「プラスチック資源循環戦略」で掲げた野心的なマイルストーン²の達成を目指し、法に基づき、各関係主体は自らの取組及びその効果を適切に把握するとともに、情報を公開し、国は、当該取組を把握するとともに、全体としての進捗状況を可能な限り定量的に検証していく。

² ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること、②2025年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること、③2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルすること、④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効利用すること、⑤2030年までにプラスチックの再生利用を倍増すること、⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入すること

(3) 市区町村の分別収集及び再商品化

これまでプラスチック容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法に基づき、分別収集、再商品化が進められてきましたが、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物は、燃えるごみ等として収集、処分されています。

同じプラスチックという素材であるにも関わらず、プラスチック容器包装廃棄物は資源物等として収集され、プラスチック使用製品廃棄物は燃えるごみ等として収集されるというわかりにくい状況にあったため、住民にわかりやすい分別ルールとすることを通じてプラスチック資源収集量の拡大を図ることを目指し、法では、プラスチック容器包装廃棄物のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化を可能とする仕組みを設けました。

具体的には、法第31条に基づき、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するよう努めなければならないこととなっています。これにより収集したプラスチック使用製品廃棄物については、

①法第32条に基づき、指定法人に委託し、再商品化を行う方法

②法第33条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法

を市区町村の状況に応じて選択することができます。また、①と②の制度を併用することも可能です。

本手引きにおいては、②を選択する市区町村が再商品化計画を作成し、認定の申請を行い、認定を受けた再商品化計画に基づく再商品化の実施状況を把握する方法等について解説します。

なお、①を選択する市区町村は、環境省が定める「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」(令和4年環境省令第1号)の分別収集物の基準及び「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」(令和4年1月環境省再生・資源循環局リサイクル推進室)を確認してください。

また、②を選択する市区町村においても、リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」中「2. 分別収集物に含めてはいけないもの」を十分に参考にしてください。

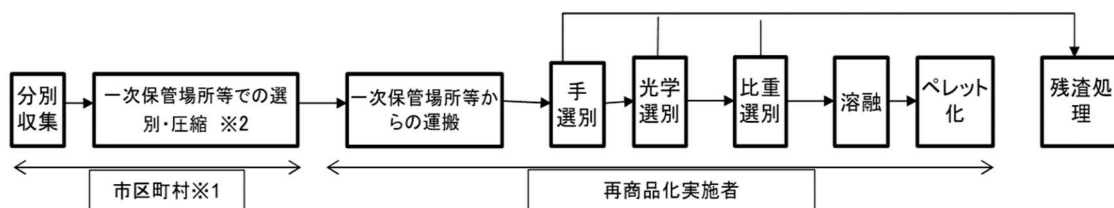
(4)再商品化計画の認定制度の仕組み

1. (3)②を選択する市区町村は、単独で又は共同して、再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を申請します。主務大臣は、再商品化計画が認定の基準を満たすものであると認めるときは、その認定をします。

市区町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物のうち、認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、法第35条の規定により容器包装リサイクル法上の分別基準適合物とみなされ、指定法人から再商品化事業者に再商品化費用が支払われます。また、認定を受けることで市区町村は認定商品化計画の範囲において、選別保管等の中間処理を省略するなど、効率的な再商品化を図ることができるようになります。

再商品化計画の認定は、プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を収集、プラスチック容器包装廃棄物のみを収集、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物のみを収集のいずれのパターンであっても対象となります。

(材料リサイクルの例)



※1 廃棄物処理法第6条に基づく市区町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき市区町村から委託等を受けた者を含む。

※2 市区町村と再商品化事業者との調整により省略することが可能。(その場合、再商品化事業者までの運搬は市区町村が行う。)

再商品化実施者は、廃棄物処理法の特例として業許可がなくとも、認定再商品化計画に基づく再商品化に必要な行為を実施することができます。ただし、廃棄物処理法上の施設設置許可を要する廃棄物処理施設については、都道府県知事等の許可を得る必要がありますので、注意してください。

一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市区町村の役割が極めて重要です。法第35条に基づき、分別基準適合物とみなされたプラスチック容器包装廃棄物の再商品化費用は指定法人が支払うものの、認定再商品化計画に基づく分別収集・再商品化については、引き続き市区町村が統括的な責任を有するものであり、市区町村は、再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じるとともに、計画に沿った再商品化が実施されるよう管理する必要があります。具体的には、再商品化実施者の事業場等への立入検査、分別収集物の組成調査、再商品化製品の品質検査、再商品化事業者の操業管理(日報・月報の確認等)などが挙げられます。

また、本制度の下で、違反行為等により分別排出に協力いただく国民の信頼を損なうことのないよう、国としても、認定再商品化計画に従った再商品化が実施されているかを確認し、報告徴収・立入検査を含め、必要な措置を講ずることとしています。

(5)各主体の役割

本制度における各主体は下記のとおりであり、その役割は次のとおりです。

主体	役割
国	・ 市区町村の申請に基づき、再商品化計画の認定を行う。 ・ 認定再商品化計画に従って再商品化が実施されているかを確認し、必要な限度において市区町村及び再商品化実施者に対して実施の状況の報告徴収を行う。 ・ 必要な限度において再商品化実施者の事業場等への立入検査を行う。
都道府県 市区町村	・ 市区町村に必要な技術的援助を与える。 ・ 再商品化計画を作成し、申請する。 ・ 認定再商品化計画に基づき分別収集物の収集、運搬又は処分を再商品化実施者に委託する。 ・ 認定再商品化計画における再商品化について責任を負う。 ・ 認定再商品化計画に従って再商品化が実施されているかを確認し、再商品化実施者の管理・監督を行う ・ プラスチック容器包装廃棄物の再商品化費用(特定事業者負担分)以外の費用を支払う。 ・ (分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合)分別収集物の品質調査(組成調査)を行う。 ・ 国に対して再商品化の実施の状況に関する報告を行う。
再商品化実施者	・ 認定再商品化計画に基づき、市区町村の委託を受けて分別収集物の収集、運搬又は処分を行う。
指定法人	・ 法第 35 条の規定により分別基準適合物とみなされたプラスチック容器包装廃棄物の再商品化費用(特定事業者負担分)を支払う。

(6)本手引きの位置付け・目的

再商品化計画の申請のために必要な手続や、認定後に実施すべき措置等については、法並びに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令」(令和4年政令第25号。以下「法施行令」といいます。),「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則」(令和4年経済産業省、環境省令第1号。以下「法施行規則」といいます。)及び「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」の関係規定に基づいて行われることとなります。

本手引きでは、2. において、再商品化計画に記載すべき事項、申請手続や認定基準等について、3. において、再商品化の実施状況を把握するために必要な措置について解説します。

(7)再商品化に必要な行為の委託先の選定及び委託の基準

市区町村は、分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者として、適正な事業者を慎重に選定するとともに、法施行令第 11 条の委託基準に従って委託契約を締結します。

また、分別排出に協力いただく住民の理解を得られるよう顔の見える連携協力体制とし、基本方針に規定する「2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』を実現するとともに、2050 年カーボンニュートラルを実現」に資する取組とするため、例えば、温室効果ガス排出量の少ない運搬方法や処理方法を採用することなど、再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に繋がるように配慮して委託先を選定してください。

【法施行令第 11 条】

法第37条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 分別収集物の再商品化に必要な行為(廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第3号及び第4号において同じ。)に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- 二 分別収集物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、分別収集物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 三 委託契約には、再商品化実施者若しくはその施設が法第34条第4項第3号若しくは第4号に該当するに至ったとき、又は再商品化実施者が自ら分別収集物の再商品化に必要な行為を実施する者でなくなったときは、認定市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。
- 四 分別収集物の再商品化に必要な行為を1年以上にわたり継続して委託するときは、当該分別収集物の再商品化に必要な行為の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

【補足説明】

第1号:市区町村は、分別収集物の再商品化に必要な行為に関する基本的な計画の作成を委託することはできません。ただし、再商品化計画の申請書及び添付資料を市区町村の指示指導の下で作成することを前提として、再商品化事業者に資料の作成について協力を得ることは可能です。

第4号:実施の状況の確認方法については、3. (1)を参照してください。

2. 再商品化計画の認定の申請

2. 1 認定申請の流れ

(1) 申請書類の準備・事前相談

再商品化計画の認定を受けようとする市区町村は、本手引きを確認し、申請書及び添付資料(以下「申請書類」といいます。)を準備してください。申請書類の作成にあたって、不明な点等がある場合には、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室又は各地方環境事務所資源循環課において事前相談を受け付けております。

再商品化計画の認定を受けようとする市区町村には、一部事務組合を含みます。また、事務組合を構成せずに、複数の市区町村が共同で再商品化計画を作成する場合は、申請者の欄に代表する市区町村名を記載してください。

添付資料は、再商品化事業者の協力を得て作成してください。また、再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者である場合、新規に作成するのではなく、指定法人への登録申請書類を元に本認定申請用に修正して作成することができる添付資料があります。詳細は、本手引きの別添1を確認してください。

(2) 申請書類の提出

事前相談を完了させた上で、下記期日をめどに申請書類の提出をお願いします。

	再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者の場合	再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者ではない場合
分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含む場合	再商品化計画を開始する前年度の6月末	再商品化計画を開始する前年度の6月末
分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含まない場合	再商品化計画を開始する前年度の6月末	再商品化計画を開始する日の3ヶ月前

また、申請書類を以下のいずれかの方法で提出してください。

① 電子データで提出する場合【原則】

e-gov電子申請により提出してください。e-gov電子申請の利用にあたって、必要な準備(e-Govアカウント、GbizID等のアカウントの取得、アプリのインストール等)がありますので、利用前にご確認ください。

○e-gov 電子申請ウェブサイト 利用準備

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation>

ファイルを提出する際は、様式ごとにファイルを作成のうえ、目次及びファイルごとにファイル名を整理し、申請書との関連付けを行ってください。

② 書面で提出する場合

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室に2部ご提出ください。申請書類は原則として日本産業規格A列4番をご使用ください。ただし、日本産業規格A列3番を使用した方が見やすい場合には、A列3番の使用も可能です。二穴ハードファイルに綴じ、背表紙に申請者名を記入してご提出ください。添付資料ごとに見出しをつけ、申請書との関連付けを行ってください。なお、書面で提出した場合は、電子メールアドレス（plastic@meti.go.jp/plastic-circulation@env.go.jp）にも、その旨を連絡してください。

(3) 審査

申請書類に不備がない場合は受理し、審査を開始します。審査では、提出された再商品化計画が認定基準に適合していることや再商品化実施者が欠格要件に該当しないこと等の確認を書面により行いますが、必要に応じて現地調査による確認も行います。

新規申請の認定に係る標準処理期間は3ヶ月です。なお、標準処理期間は申請書類の受理から認定日までの期間であり、申請書類の受理後書類の不備が発覚した場合の補正期間は含まれません。

また、再商品化計画の期間は最長で3年になります。継続して再商品化を実施する場合は、新規申請と同様の処理期間を要しますので、ご注意ください。

2. 2再商品化計画に記載すべき事項

【法第 33 条第2項】

再商品化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 分別収集物の種類(分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物(容器包装再商品化法第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるものとして主務省令で定めるものをいう。第 35 条において同じ。)が含まれる場合は、その種類を含む。第3号において同じ。)
- 二 分別収集物の再商品化を実施しようとする期間
- 三 各年度において得られる分別収集物の種類ごとの量の見込み
- 四 分別収集物の再商品化の実施方法
- 五 分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳
- 六 分別収集物の収集、運搬又は処分(再生を含む。次項第4号ロ、第 39 条第3項第3号ロ及びハ並びに第 48 条第3項第3号ロ及びハを除き、以下同じ。)を行う者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
- 七 分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設
- 八 分別収集物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
- 九 その他主務省令で定める事項

【法施行規則第3条】

法第 33 条第2項第9号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第 33 条第2項第6号に規定する者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 分別収集物を収集しようとする区域
- 三 分別収集物の再商品化により得られた物の利用者及び利用方法
- 四 分別収集物の再商品化において廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は廃棄物処理法第 12 条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置
- 五 分別収集物の再商品化において法第 33 条第2項第6号に規定する者が当該申請に記載された再商品化の実施方法による処理を行うことが困難となった場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

(1)申請書

記載例に従って申請書を作成してください。

(2)補足説明

①分別収集物の種類

分別収集物の種類は、①プラスチック容器包装廃棄物、②①以外のプラスチック使用製品廃棄物、③産業廃棄物に該当するプラスチック使用製品廃棄物です。

法第32条に基づき、容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する分別収集物の種類又は市区町村独自に廃棄物処理業者に処理を委託する分別収集物の種類については記載する必要はありません。また、2. 3(1)のとおり、プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準を添付してください。

②分別収集物の再商品化を実施しようとする期間

分別収集物の再商品化を実施しようとする期間は、最長で3年とする必要があります。

③各年度において得られる分別収集物の種類ごとの量の見込み

プラスチック容器包装廃棄物及びプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物の量の見込みの算出根拠については、再商品化計画の作成前に実証試験等により、実際にプラスチック使用製品廃棄物を収集し、3.(3)の品質調査を実施し、その結果から算出することが望ましいですが、実証試験等を行っていない場合は、申請前にご相談ください。

産業廃棄物に該当するプラスチック使用製品廃棄物については、排出事業者からの引き取り見込み量を記載してください。

④分別収集物の再商品化の実施方法

別紙1～4については、再商品化事業者と相談し記載例を参考に作成してください。

別紙1	「分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程図」
別紙2－1	「再商品化工程」 「工程に沿った物質収支」(ガス化の場合は「物質収支管理表」)
別紙2－1添付	「再商品化工程説明」
別紙2－2	「物質収支 総括表」
別紙2－3	「機器リスト」
別紙3	「再商品化製品の品質を確保するための措置」
別紙4	「生活環境に係る被害を防止するための措置について」

認定を受けることで市区町村は認定再商品化計画の範囲において、選別保管等の中間処理を省略することができるようになりますが、この場合、市区町村による選別保管等の省略の有無及び省略する場合の再商品化事業者による対応方法について、別紙2－1の添付で説明してください。

別紙2－2に関して、収率基準については、以下のとおり設定し、その値を満たすように再商品化を実施してください。

＜分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含む場合＞

手法ごとの収率基準(本手引きの別添2)を設定してください。

月の平均収率が基準値を満たされない場合、基準が満たされなかった要因の詳細について、4. (2)の報告と合わせて国に報告してください。

＜分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含まない場合＞

市区町村が再商品化事業者と調整して設定してください。

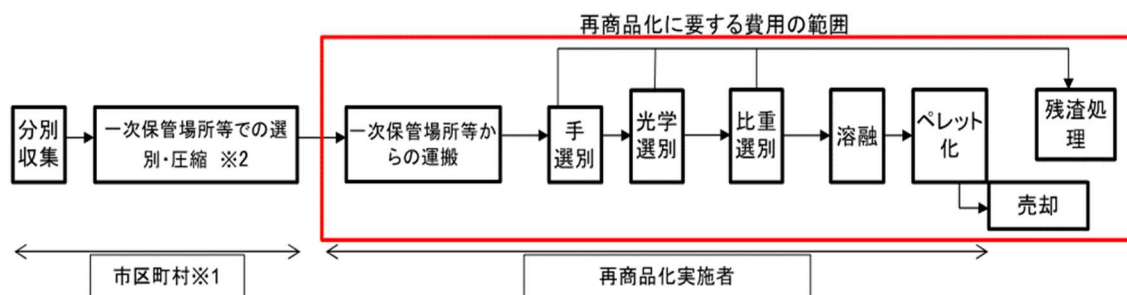
別紙3に関して、再商品化製品の品質については、再商品化手法ごとの品質基準(本手引きの別添2)を設定し、その値を満たすように再商品化を実施してください。再商品化製品利用事業者の品質要求に基づき別に基準を設定する必要がある場合は、事前にご相談ください。月の平均品質が基準値を満たされない場合、基準が満たされなかった要因の詳細について、4. (2)の報告と合わせて国に報告してください。

また、品質を確保するための措置として、3. (4)を参考に第三者機関による品質検査の方法を記載してください。

⑤分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳

別紙5「再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳」を作成してください。「再商品化の実施に要する費用」の範囲は下記の図の赤枠とおりです。「再商品化の実施に要する費用」の計算には、再商品化製品の売却収益を含めてください。

(材料リサイクルの例)



※1 廃棄物処理法第6条に基づく市区町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき市区町村から委託等を受けた者を含む。

※2 市区町村と再商品化事業者との調整により省略することが可能。(その場合、再商品化事業者までの運搬は市区町村が行う。)

⑥分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者

別紙6「分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者」を作成してください。

分別収集物の収集、運搬を行う者とは、市区町村(廃棄物処理法第6条に基づく市区町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき市区町村から委託等を受けた者を含む)が分別して収集したものについて、一次保管場所等から再商品化施設に運搬する者を指します。

分別収集物の処分を行う者とは、分別収集物を選別する行為（手作業を除く。）、圧縮行為を行う者も含まれます。

⑦分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設

分別収集物の収集又は運搬を行う者が収集又は運搬に用いる運搬車両の種別を申請書に記載します（車両一台ごとに記載する必要はありません。）。

積替保管を行う場合にあっては、別紙7「積替施設一覧表」を作成します。積替施設とは、分別収集物の積替又は保管を行う施設等を指します。

⑧分別収集物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

別紙8「処分施設一覧表」を作成してください。分別収集物を選別する行為（手作業を除く。）、圧縮行為は、処分に該当するため、このような行為を行う施設は、全て処分施設として記載する必要があります。廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の施設設置許可を受けている場合には、その許可番号を記載するとともに、施設設置許可証及び使用前検査済み証の写しを添付してください。許可が不要な施設については、施設が所在する都道府県等にその理由（廃棄物処理法施行令第7条に記載のない施設であるのか、記載のある施設であって処理能力が規定値以下であるのか等）を必ず確認した上で、「許可不要」と記載してください。

申請時に処分施設が建設中の場合、4.（1）②の指定法人との契約までに使用前検査済み証の写しを2. 1（2）の方法で提出してください。

廃棄物処理法以外の法令で必要な許可、届出がある場合は、別紙8に記載するとともに、許可証、届出の写しを添付してください。

⑨分別収集物の再商品化により得られた物の利用者及び利用方法

別紙9「再商品化により得られた物の利用事業者一覧」を作成してください。再商品化製品利用事業者は、国内で製品等に加工（材料リサイクルの場合は成形等の可塑化を行うこと）する製造事業者等に限ります。商社等を経由する場合は、当該事業者も記載ください。

併せて、再商品化製品利用事業者の再商品化製品の引き取り同意量及び利用能力（引き取り品目／再商品化形態名毎）を記載してください。

再商品化製品利用事業者が、再商品化製品を引き取り利用することへの同意が確認出来る資料を添付してください。引取同意書は参考様式になります。

再商品化製品利用事業者が再商品化事業者と密接に関係している事業者に当たる場合、備考欄に「関連子会社」、「グループ会社」等と記載してください。「密接に関係している事業者」の考え方については、3.（6）を参照してください。

⑩廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

廃棄物処理基準に適合しない処理が行われ、生活環境に係る被害を防止する必要がある場合に、認定市区町村が再商品化実施者に指示して適切な措置を講じる旨の誓約書として、別紙10「廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置」を作成してください。

⑪計画に記載された再商品化の実施方法による処理が困難となった場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

別紙 11「計画に記載された再商品化の実施方法による処理が困難となった場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置」を作成してください。

別紙 11 には、設備トラブル等の影響により、再商品化の継続が困難な場合の措置を記載します。

2.3 再商品化計画に添付すべき書類

再商品化計画の申請には、以下の書類も添付することが必要です。必要書類を作成してください。

【法施行規則第2条】

法第33条第1項の規定により再商品化計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第31条第1項第1号に規定するプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準
- 二 法第33条第2項第6号に規定する者が第6条第1号イ及びロに適合することを証する書類
- 三 法第33条第2項第6号に規定する者が同条第3項第4号イからへまでのいずれにも該当しないことを証する書類
- 四 分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設が第6条第2号イ及びロに適合することを証する書類
- 六 分別収集物の処分の用に供する施設が第6条第3号イ、ロ及びニに適合することを証する書類
- 七 分別収集物の再商品化(法第2条第8項第2号に掲げる行為に限る。)を行う場合において、当該再商品化が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し
- 八 分別収集物を収集しようとする区域を示す図面

(1) プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準

市区町村において住民等にお知らせしている分別ルールを示した資料(既存のもので可)を添付してください。

(2) 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が知識及び技能を有することを証する書類

廃棄物処理の実績があることを証明する書類を添付してください。

再商品化事業者については、下記のいずれにも該当しない場合は事前にご相談ください。

材料リサイクルの場合	プラスチック容器包装廃棄物又はそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を1年以上実施した実績があること 又は プラスチック素材(バージン材)を原料とした製品(インゴット、フィルム等)の製造を1年以上実施した実績があること
ケミカルリサイクルの場合	再商品化計画の記載する手法と同種の手法による運転・再商品化を1年以上実施した実績があること
共通	上記いずれの実績もない場合、事業実績を有す

	る事業者の子会社であること。ただし、当該親会社の出資比率が 51%以上であり、かつ親会社でプラスチック関連の事業経験のある常勤役員が勤務していること
--	--

(3) 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が経理的基礎を有することを証する書類

分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が法人である場合には、以下の書類を添付してください。

- ①直前3年の貸借対照表
- ②直前3年の損益計算書
- ③直前3年の法人税の納税証明書

直前3年の実績がない場合には、①～③については実績がある範囲で提出し、別途、必要資金・資金調達方法を記した書類及び預金残高証明書、融資証明書等、事業の開始及び継続に必要な資金等を確保可能であることを証明できる書類を提出してください。ただし、その場合には、計画の認定後、①～③を提出してください。

分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が個人の場合には、必要資金・資金調達方法を記した書類及び預金残高証明書、融資証明書等、事業の開始及び継続に必要な資金等が確保可能であることを証明できる書類が必要になります。

事業の開始及び継続に必要な資金について、現在既に廃棄物処理業を営んでおり、既存の設備等を活用するため新たな資金を必要としない申請者については、新たな資金を必要としない旨を記載した書類を提出してください。

(4) 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が欠格要件に該当しないことを証する書類(保証書)

分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が法第 33 条第3項第4号に定める要件のいずれにも該当しない旨を市区町村が保証する書類として、保証書を作成します。

(5) 分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設が基準に適合することを証する書類(保証書)

法施行規則第6条第2号イ及びロに定める基準に適合する旨を市区町村が保証する書類として、保証書を作成します。

(6) 分別収集物の処分の用に供する施設が基準に適合することを証する書類

法施行規則第6条第3号イ、ロ及びニに定める基準に適合する旨を確認できる書類を添付します。

① 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことが確認できる書類

- ・管理体制、管理責任者、作業員等の人数(交代制で作業する場合、一直当たりの作業員数)を記載してください。
- ・再商品化に直接かかわる組織、管理体制、操業計画(再商品化施設の操業カレンダー)を提出してください。管理体制には、責任者から作業員の所属する部署を記載してください。なお、分別収集物の受入、再商品化管理(日報、月報、年報含む)、品質管理、安全衛生管理は管理者ごとに役割を明示してください。
- ・手選別を行う場合、次表を参考に、手選別ラインのコンベアへの時間当たりの投入量、コンベアの仕様(長さ、幅、本数、常用速度)、コンベア毎の配置人数、作業項目毎の人数、1人当たりの処理能力等を記載してください。

(例) A・Bラインで平行して手選別を行い、A・Bの選別の残りをCのラインで合わせて手選別を行う場合

1. ライン構成の説明

- 1) ベールをAコンベアに1時間当たり〇〇kg流してPE・PPを選別ピックアップする。
- 2) 同様にベールをBコンベアに1時間当たり〇〇kg流してPE・PPを選別ピックアップする。
- 3) A・Bの選別の残りをCコンベアに1時間当たり〇〇kg流してPS発泡、PETを選別ピックアップする。
- 4) Cコンベア上に残った物は末端に流し、下流の梱包機で梱包して選別残さとして廃棄する。

2. コンベア仕様		長さ (m)	幅 (m)	本数 (本)	常用速度 (m/s)	配置人員 (人)
	A					
	B					
	C					

3. 人員要素		作業項目	人数 (人)	1人当たり 処理能力 (kg/時間)	作業時間 (時間/日)
	A	未破袋品の破袋			
		金属等不適合物の除去			
		PE・PP袋のピックアップ			
		PE・PPボトル類のピックアップ			
	B	未破袋品の破袋			
		金属等不適合物の除去			

		PE・PP 袋のピックアップ			
		PE・PP ボトル類のピックアップ			
	C	PS のピックアップ			
		PET 類のピックアップ			

大規模施設(申請処理能力が 10,000 トン／年以上)の場合は、次の資料を提出してください。

- ・社内管理体制(組織、安全管理を含む)
- ・工場内の物流計画(設備と製品等置場間の物流通路、運行回数、手段、担当者数)
- ・ベールの搬入、製品の搬出計画、及びトラック等の運行計画

②再商品化事業者の保管施設に係る資料

1)分別収集物保管場所

市区町村から引き取る分別収集物の荷姿、保管場所の面積又は保管容積(寸法を含む)、保管可能日数、設置場所が屋内・屋外・テントの区別、屋外の場合は雨水・飛散防止等の対策を記載してください。

2)仕掛品保管場所

仕掛品を保管する荷姿、面積又は保管容積(寸法を含む)、保管可能日数、設置場所が屋内・屋外・テントの区別、屋外の場合は雨水・飛散防止等の対策を記載してください。仕掛品をタンク等の貯蔵容器で保管する場合は、その仕様・図面等について添付してください。

3)製品保管場所

材料リサイクル、高炉還元剤、コークス炉化学原料化の場合	設置場所が屋内か屋外、テントの区別、保管の方法、面積・寸法、保管容積、保管重量、1ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合(在庫日数)を記載してください。
油化の場合	油貯槽のサイズ、最大貯蔵容量、1ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合(在庫日数)、防油堤の寸法及び容積を記載してください。
ガス化の場合	貯槽があれば、そのサイズ、1ヶ月に製造する量に対する在庫量の割合(在庫日数)を記載してください。

上記以外の場合	適正な保管が出来ることを確認する書類を提出してください。
---------	------------------------------

再商品化事業者が所有する土地以外で製品の保管を行う場合は、再商品化事業者の土地の登記簿謄本や土地の公図及び土地の借地に係る契約書を添付してください。

4)廃棄物の保管場所

廃棄物の種類、性状、面積若しくは保管容積（寸法を含む）、保管可能容積を記載してください。また、廃棄物処理法で定められている廃棄物の保管基準を満たしていることを記載してください。

また、再商品化事業者が所有する土地以外で廃棄物の保管を行う場合は、再商品化事業者の土地の登記簿謄本や土地の公図及び土地の借地に係る契約書を添付してください。

5)保管場所の配置図

配置図を兼用する場合はどの図面に記載しているかを明記してください。

原料、仕掛品、製品等の保管場所が設備の近くにある場合は、それぞれの保管場所を機器配置図又は施設配置図に記載してください。

施設設置場所の外にある場合は、施設配置図又は施設周辺図に記載してください。

(7)分別収集物の再商品化（法第2条第8項第2号に掲げる行為に限る。）を行う場合において、行政庁の許可、認可その他の処分を受けたことを証する書類の写し

当該申請に係る事業において、再使用を行う場合、古物営業法、医薬品医療機器等法、電波法等の規制対象となる場合は、他の法令に基づく許可等を受けていることを証する書類を添付してください。

(8)分別収集物を収集しようとする区域を示す図面

再商品化計画に基づき分別収集物を収集する区域の図面を添付してください。

2. 4 認定の基準

主務大臣は、申請された再商品化計画が、以下の(1)～(4)の全ての基準に適合すると認めるときに、その認定をすることとなります。

当該認定は、申請された再商品化計画に対してなされるものであって、廃棄物処理法に基づく処理業の許可は、認定された計画の範囲内において不要とされるものです。当然のことながら、認定再商品化計画に基づかない再商品化の実施は、法第34条第4項に定める認定を取り消し得る事由に該当します。

よって、再商品化計画については、認定の基準を満たすことだけでなく、市区町村及び再商品化実施者においても、実務上、継続的に実行可能な内容であることを確認した上で、申請してください。

(1)再商品化計画の内容の基準

【法第 33 条第3項第1号】

再商品化計画の内容が、基本方針に照らして適切なものであり、かつ、プラスチック使用製品廃棄物の適正な処理及び分別収集物の再商品化の効率的な実施に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。

【法施行規則第4条】

法第 33 条第3項第1号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。
- 二 法第 33 条第2項第6号に規定する者に委託する業務の範囲及び当該者の責任の範囲が明確であり、かつ、当該者に対する監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。
- 三 分別収集物の再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
- 四 分別収集物の再商品化の実施に関し生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。
- 五 分別収集物の収集から再商品化が終了するまでの一連の過程が合理的であること。
- 六 法第 31 条第1項第1号に規定するプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号)第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等及びリチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものが混入していないことを定めたものに限る。)に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講じていること。
- 七 分別収集物の再商品化により得られた物の品質を確保するための措置を講じていること。
- 八 分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳の算出方法が妥当であること。
- 九 分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合においては、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化の実施に要する費用が抑制されたものであること。

【補足説明】

「基本方針に照らして適切なものであること」については、基本方針(1.(2)参照)に合致するものであることを指します。

①分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること(法施行規則第4条第1号)

別紙1「分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程図」をもとに審査されます。「一連の行程が明らかである」とは、収集運搬を行う者、破碎、選別等の処理を行う者、処理後残渣の引渡先、再商品化製品の売却先等、一連のフローに関係する者とその実施内容が明確であることが求められます。

②法第三十三条第二項第六号に規定する者に委託する業務の範囲及び当該者の責任の範囲が明確であり、かつ、当該者に対する監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。(法施行規則第4条第2号)

「業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確」とは、委託先が行う業務の範囲及び市区町村との委託関係が明確であることを求めています。また、「必要な措置」とは、委託先が再商品化計画に則った適正な処理が行われていることを確認するための実績報告を徴収する体制、指導・監督を行う体制が整っていることが求められます。

③分別収集物の再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること(法施行規則第4条第3号)

「再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置」とは、再商品化の実施状況の現地確認、分別収集物の品質調査(組成調査)、再商品化製品の品質調査、再商品化事業者の操業管理、生産管理書類の作成・報告、再商品化製品利用状況の確認により再商品化の状況を把握する必要があることを指します。具体的には、3.(1)～(7)を参照してください。

再商品化事業者が認定再商品化計画に基づく分別収集物以外の分別収集物を引き取っている場合や容器包装リサイクル法に基づき指定法人から登録を受けた再商品化事業者としてプラスチック容器包装廃棄物を引き取っている場合、それぞれ再商品化の状況を管理する必要がありますので、管理方法について事前にご相談ください。

④分別収集物の再商品化の実施に関し生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること(法施行規則第4条第4号)

別紙4「生活環境に係る被害を防止するための措置」、別紙10「廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置」及び別紙11「計画に記載された再商品化の実施方法による処理が

困難となった場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置」をもとに審査されます。

⑤分別収集物の収集から再商品化が終了するまでの一連の過程が合理的であること(法施行規則第4条第5号)

別紙1「分別収集物の収集から当該分別収集物の再商品化により得られた物の利用までの一連の行程図」をもとに審査されます。「収集から処分が終了するまでの一連の過程が合理的」とは、一連の過程の中に同一の目的のための同一の作業が重複していないことを確認します。たとえば、選別という同一の作業であっても異物の除去のための選別と素材ごとに分けるための選別など異なる目的のためのものであれば合理的とみなされます。また、リチウムイオン蓄電池を使用する機器等の除去など安全性の観点から複数回実施することが必要な作業であれば重複していても合理的とみなされます。

⑥分別収集物の再商品化により得られた物の品質を確保するための措置を講じていること(法施行規則第4条第7号)

別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」をもとに審査されます。また、再商品化製品の品質検査については、3.(4)を参照してください。

⑦分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳の算出方法が妥当であること(法施行規則第4条第8号)

別紙5「再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳」をもとに審査されます。「費用が妥当であること」とは、再商品化実施者が廃棄物処理基準に従い、最終処分が完了するまで適正な処理を遂行するに足るものである必要があります。

⑧分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合においては、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化の実施に要する費用が抑制されたものであること(法施行規則第4条第9号)

分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合は、別紙5「再商品化による費用の総額及びその内訳」のプラスチック容器包装廃棄物の再商品化の実施に要する費用が抑制されていることを確認します。具体的には、以下のとおりです。なお、分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含まない場合は、本規定は適用されません。プラスチック使用製品廃棄物の再商品化の実績がない事業者には再商品化を委託する場合は事前にご相談ください。

＜当該市区町村において2. 2(2)⑤に記載する再商品化手法の実績がある場合＞

過去の当該市区町村における容器包装リサイクル法に基づくプラスチック容器包装廃棄物の再商品化費用の実績値(原則、過去2年以上の再商品化単価の加重平均)と比較して下回っていることで確認されます。(指定法人における落札価格の推移も勘案して判断します。)

＜当該市区町村において2. 2(2)⑤に記載する再商品化手法の実績がない場合＞

直接的な実績値(原則、過去2年以上の再商品化単価の加重平均)がないため、比較対象として適切な実績値(近隣の市区町村における実績値等)で確認されます。

(2)再商品化計画の期間の基準

【法第 33 条第3項第2号】

前項第2号に規定する期間が主務省令で定める期間を超えないものであること。

【法施行規則第5条】

法第 33 条第3項第2号の主務省令で定める期間は、3年とする。ただし、法第 34 条第1項の変更の認定にあっては、同条第5項において準用する法第 33 条第3項の認定に係る再商品化計画に記載された同条第2項第2号に規定する期間の開始年月日から3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、認定市町村が災害その他やむを得ない事由により認定再商品化計画に記載された法第 33 条第2項第2号に規定する期間内に分別収集物の再商品化を実施することが困難であるときは、主務大臣が認める場合に限り、当該期間は当該事由を勘案して主務大臣が定める期間とみなす。

【補足説明】

例えば、令和4年4月1日から令和6年3月 31 日までの2年間で認定を受けた計画において、令和6年4月1日以降も延長したいという場合の最大の延長期間は令和7年3月 31 日までの1年間となります。令和7年4月1日以降も延長したい場合には、新規の計画として認定申請してください。

(3)分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者の能力及び施設の基準

【法第 33 条第3項第3号】

前項第6号に規定する者の能力並びに同項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設が、分別収集物の再商品化を適確に、かつ、継続して実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

【法施行規則第6条】

法第 33 条第3項第3号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第 33 条第2項第6号に規定する者の能力に係る基準

イ 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

- ロ 分別収集物の再商品化を適確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- ニ 分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準
 - イ 分別収集物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - ロ 積替施設を有する場合にあっては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- 三 分別収集物の処分の用に供する施設に係る基準
 - イ 分別収集物の再商品化その他分別収集物の処分に適する施設であること。
 - ロ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
- ハ 廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同法第8条第1項又は同法第15条第1項の規定による許可（同法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けたものであること。
- ニ 保管施設を有する場合にあっては、搬入された分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

【補足説明】

第1号イ: 添付書類(2)「分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が知識及び技能を有することを証する書類」をもとに審査されます。

「知識及び技能を有する」とは、分別収集物の再商品化について、性状、取扱方法、環境に与える影響等を熟知しており、かつ、再商品化を適確に行うための技術、能力を有することを指します。

第1号ロ: 添付書類(3)「分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が経理的基礎を有することを証する書類」をもとに審査されます。

「経理的基礎を有する」とは、以下の基準を満たすことを指します。

- ①直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が1割以上であること。ただし債務超過の状態でないこと。
- ②直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均値が零を超えること。
- ③直前3年間法人税を滞納していないこと。

ただし、①～③が満たされない場合であっても、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、申請者の責任で経理的基礎を有することを確認できれば良いこととします。

第2号: 「分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設」については、生活環境に支障を生じることがないような施設でなければなりません。生活環境に支障が生

じないよう具体的に講じるべき措置については、廃棄物処理法に基づき自治体が廃棄物処理業者に対して求める措置と同等です。

第3号: 添付書類(6)「分別収集物の処分の用に供する施設が基準に適合することを証する書類」及び別紙8「処分施設一覧表」をもとに審査されます。「分別収集物の処分の用に供する施設」については、処分に適する施設であること、運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができる施設であることが求められます。

廃棄物処理法上の施設設置許可を要する廃棄物処理施設については、都道府県知事等の許可を得る必要があります。本制度は、廃棄物処理業の許可を不要とする制度ですが、施設の許可を不要とするものではないので、注意してください。なお、廃棄物処理施設の設置の許可には、一般廃棄物と産業廃棄物の区分があり、住民から収集したプラスチック使用製品廃棄物を処分する場合には、一般廃棄物処理施設の設置許可(廃棄物処理法第 15 条の2の5の規定の特例を含む。)が、事業者から回収したプラスチック使用製品廃棄物(産業廃棄物に該当するもの)を処分する場合には、産業廃棄物処理施設の設置許可がそれぞれ必要となります。

保管施設を有する場合には、保管施設に搬入された分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散する等、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことのないように必要な措置を講じていなければなりません。生活環境に支障が生じないよう具体的に講じるべき措置については、廃棄物処理法に基づき自治体が廃棄物処理業者に対して求める措置と同等です。

(4)欠格要件

【法第 33 条4項】

前項第6号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 廃棄物処理法第 14 条第5項第2号イ又はロのいずれかに該当する者
- ロ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第 60 条及び第 63 条を除き、以下同じ。)を含む。第 39 条第3項第3号ニ及び第 48 条第3項第3号ニにおいて同じ。)がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- ホ 個人であって、政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- ヘ 廃棄物処理法第 14 条第5項第2号ヘに該当する者

【補足説明】

ニ及びホの「政令で定める使用人」は、「本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）」又は「継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、再商品化に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの」の代表者であるものです。

市区町村は、分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者として、適正な事業者を慎重に選定するとともに、欠格要件に該当した場合の損害賠償や報告の義務を契約書中に設けること等により、不測の事態の未然防止を図るように努めてください。なお、環境省ウェブサイト(<http://www.env.go.jp/recycle/shobun/>)において、都道府県等により産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消された事業者に関する情報を検索することができますので適宜ご活用ください。

再商品化計画の認定後、再商品化実施者が違法行為等を犯し、欠格要件に該当した場合、主務大臣が認定の取消しを行う可能性があります。管理体制を見直し、その再発防止策を講じてください。

2. 5認定再商品化計画の変更手続

【法第 34 条】

前条第3項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、同条第2項第1号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定市町村は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 認定市町村は、前条第2項第9号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

【法第 33 条第2項】

再商品化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 分別収集物の種類（分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物（容器包装再商品化法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるものとして主務省令で定めるものをいう。第 35 条において同じ。）が含まれる場合は、その種類を含む。第3号において同じ。）
- 二 分別収集物の再商品化を実施しようとする期間
- 三 各年度において得られる分別収集物の種類ごとの量の見込み
- 四 分別収集物の再商品化の実施方法
- 五 分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳
- 六 分別収集物の収集、運搬又は処分（再生を含む。次項第4号ロ、第 39 条第3項第4号ロ及びハ並びに第 48 条第3項第4号ロ及びハを除き、以下同じ。）を行う者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

- 七 分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設
- 八 分別収集物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
- 九 その他主務省令で定める事項

【法施行規則第 11 条】

法第 34 条第 1 項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第 33 条第 2 項第 2 号に規定する期間の変更であって、当該変更によって当該期間が短縮されるもの
- 二 法第 33 条第 2 項第 6 号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの
 - イ 氏名又は名称の変更
 - ロ 分別収集物の収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの
- 三 法第 33 条第 2 項第 7 号に掲げる施設の変更
- 四 法第 33 条第 2 項第 8 号に規定する施設の変更（保管施設に係る変更に限る。）

認定再商品化計画を変更しようとする場合、計画記載事項に応じて必要な手続きを行わなければなりません。

計画記載事項	必要な手続き
① 分別収集物の種類 ② 分別収集物の再商品化を実施しようとする期間 ③ 各年度において得られる分別収集物の種類ごとの量の見込み ④ 分別収集物の再商品化の実施方法 ⑤ 分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳 ⑥ 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別 ⑦ 分別収集物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備	変更の認定 （審査が必要）
上記②の変更であって、実施期間が短縮されるもの 上記⑥の変更で合って、次に掲げるもの ➤ 氏名又は名称の変更 ➤ 収集運搬を行う者の変更であって、又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの 上記⑦の変更であって、保管施設に限ったもの ⑧ 分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設の変更	軽微な変更として事前の届出が必要 （実施の 10 日前まで）
⑨ 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者の住所、代表者の氏名（法人の場合）	変更後の事後届出が必要

⑩ 分別収集物を収集しようとする区域 ⑪ 分別収集物の再商品化により得られた物の利用者及び利用方法 ⑫ 廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合に、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置 ⑬ 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が処理を行うことが困難となった場合に、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置	(変更の日から 30 日以内)
--	-----------------

変更の認定を受ける必要があるものについては、再商品化計画変更申請書の様式を用いて「認定の年月日及び認定番号」「変更の内容」「変更の理由」「変更後の処理の開始予定年月日」を記載するとともに、認定申請時の提出書類で変更のある書類については、当該変更後の書類を添付し、提出します。なお、分別収集物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備に変更が生じる場合は、工事着工前に変更認定を受ける必要があります。

軽微な変更として事前の届出を行うものについては、再商品化計画変更届出書の様式を用いて、当該変更を実施する 10 日前までに届出を行います。

変更後の事後届出を行うものについては、再商品化計画変更届出書の様式を用いて、変更の日から 30 日以内に届出を行います。

いずれも 2. 1 (2) の方法で報告してください。

3. 再商品化の実施状況を把握するために必要な措置

(1) 再商品化の実施状況の現地確認

認定市区町村は、再商品化実施者によるプラスチック使用製品廃棄物の再商品化が適正に実施されていることを確認するために、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」第4条に基づき、現地確認を1年に1回以上実施してください。現地確認の対象は、再商品化実施者の事務所、工場、事業場又は倉庫であり、帳簿、書類その他の物件を検査します。

現地確認における確認事項（例）

- ・再商品化計画に記載する設備で再商品化が行われているか
- ・分別収集物について、分別収集物の種類ごとに量を把握するなど運搬方法は適切か（再商品化実施者が運搬する廃棄物は再商品化計画の範囲内の廃棄物に限られているか。分別収集物と他の廃棄物を同時に運搬しないなど、分別収集物と他の廃棄物と混じることがないように十分に配慮がなされているか等不適正処理につながらないように注意が必要です。）
- ・別紙2「再商品化工程及び物質収支」と日報の記載内容に大きな違いはないか
- ・日報に記載している分別収集物、仕掛品、再商品化製品の在庫量、残渣（廃棄物）、残渣（有価物）の保管量は実態と相違ないか
- ・日報に記載している再商品化製品の製造量、販売量、在庫量と実態に相違が無いか
- ・残渣処理に伴い発行する廃棄物管理票の保管方法は適切か

(2) 違反行為等の疑いがある場合

現地確認の結果等により、違反行為等の行われている疑いが生じたときは、違反行為等の事実を把握するとともに、速やかに各地方環境事務所資源循環課に報告してください。

また、法に基づき、国が認定市区町村及び再商品化実施者に対し分別収集物の再商品化の実施状況に関する報告徴収、また、再商品化実施者の事業場等への立入検査を行う場合があります。

(3) 分別収集物の品質調査（組成調査）

＜分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合＞

認定市区町村は、再商品化事業者の協力を得て、以下①から③の手順で品質調査を行います。なお、消費者による適正な分別排出の状況を把握し、認定再商品化計画に基づく分別収集物の品質向上を図る上でも重要となります。

品質調査は、

- ・分別収集物に含まれるプラスチック容器包装廃棄物、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物、異物の比率
- ・市区町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して事業者が市区町村に資金を拠出する仕組み(いわゆる合理化拠出金)に使用する分別収集物の品質

を決定するための調査です。また、品質調査の結果と実際の分別収集物の組成に乖離の可能性がある場合など、国が必要と判断した場合は、市区町村等と合同で追加的な品質調査を実施する場合があります。

なお、品質調査により算出したプラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の比率は、次年度当初からの再商品化費用の計算から適用されます。再商品化計画に記載した分別収集物の種類ごとの見込み量が実証試験等に基づき算出されたものでない場合、認定再商品化計画の初年度については、再商品化を開始した直後に品質調査を実施して見込み量の妥当性を確認し、必要に応じて指定法人との契約内容の変更を行います。なお、変更した比率は翌年度の再商品化費用の計算にも適用されます。再商品化計画に記載した分別収集物の種類ごとの見込み量が実証試験等に基づき算出されたものである場合、分別収集物の品質調査を原則上期に実施し、認定申請時の比率と大きな乖離がある場合は、指定法人との翌年度の契約内容を年度末に変更することになります。

<分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれない場合>

認定市区町村による分別収集物の品質調査は任意です。実施する場合は、以下①から③の手順を参考にしてください。

① 品質調査の事前準備等

再商品化事業者は、認定市区町村と指定法人と日程調整を行い、品質調査を実施する日を設定します。調査に使用するサンプル抽出については、以下の方法を参考としてください。

なお、分別収集物の品質調査結果により、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の比率が決定されますので、調査対象のサンプリングは無作為に抽出できるよう、準備を行う必要があります。

(調査対象がベール形状の場合)

- ・品質調査の実施日を決定した日から起算し、3日程度前までの分別収集物(原則異なる日付のベールとする)について、原則大ベール4個以上又は中・小ベール10個以上を取り置きます。大ベールであれば2個、中・小ベールであれ

ば合計で 60 ～80kg を超える必要個数無作為に抽出します。大ベールの場合には、さらに調査対象ベールから調査に必要な重量を抜き取ります。無作為抽出に当たっては、各収集日のベールから同量程度抜き取ります。

名称	寸法(mm)	重量(kg)
小ベール	600×400×300	18～25
中ベール	600×400×600	36～50
大ベール	1,000×1,000×1,000	250～350

- ・抜き取りに当たっては、サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れがみられる場合は、ベール圧縮方向外側の表面部分を取り除き、内部から切り取ります。汚れが見られない場合は、表面部分をサンプル対象とします。
- ・保管するベールには再商品化事業者が引き取った日付を記載し、日付が分かるようにベール毎に写真で記録します。対象ベールの市区町村名、入荷数量・個数、保管数量・個数、入荷日、ベール重量（大ベールのみ）の看板等により明示してください。
- ・ベールの保管に当たっては、汚れの対策（雨水等が浸透しないように屋根付きの保管場所に保管、又はシート掛けを行いパレット等に載せた状態で保管等）を実施します。
- ・保管スペースが確保できない施設の場合は、品質調査の実施日を決定した日に引き取った複数ベールを保管し、無作為抽出によりサンプリングを行います。
- ・調査対象のベールの抽出及び開梱は、認定市区町村の担当者（又は委託を受けた者）及び指定法人（又は指定法人から委託を受けた者）が同席の下で行います。

（調査対象がベール形状でない場合）

- ・再商品化事業者が引き取った時点で調査に必要な量（60 kg～80 kg）をフレコンバック等の保管容器に抜き取る形で、3 日程度前までの分別収集物を 6～10 個取り置き、調査日に 2～3 個を無作為に抽出します。抽出に当たっては、各回収日のものから同量程度抜き取り、抜き取った合計量が所定の重量となるようにします。
- ・保管容器には、引き取った日付を記載し、日付が分かるように保管容器毎に写真で記録します。
- ・保管場所が確保できない場合は、調査日前日及び当日に引き渡された分別収集物から、調査に必要な量を抽出します。
- ・調査対象の保管容器の抽出、開梱は認定市区町村の担当者（又は委託を受けた者）及び指定法人（又は指定法人から委託を受けた者）が同席の下で実施します。

② 品質調査の方法

品質調査の概要を下表に示します。

項目	内容
実施者	・認定市区町村（他者に委託することも可能です） ・作業自体は再商品化事業者主体で実施する。
実施場所	・再商品化事業者の施設の敷地内で実施する。

実施時期	4月～9月 再商品化計画の認定申請時に、計画に記載した分別収集物の種類ごとの見込み量が実証試験等に基づき算出されたものでない場合、計画の初年度については、再商品化を開始した直後に調査を実施し、見込み量の妥当性を確認する。
実施手順	① サンプル(60～80 kg程度)を床に広げ、プラスチック容器包装廃棄物、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物及び異物を選別し、それぞれ重量を計測する。 ② プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の合計重量から、それぞれの比率を算出する。
調査結果の記録	・再商品化事業者が引き取った分別収集物の保管状況から調査結果までを写真で撮影する。 (写真撮りの場面) ① 保管状況 ② (バールの場合) 無作為抽出した分別収集物の開梱前の状態 (バールの状態以外の場合) 無作為抽出した分別収集物がフレコンバック等の容器に入った状態 ③ 床に広げた状態 ④ 調査票に基づき、分類分けされた後の状態 ⑤ 分類ごとに重量を測定した結果。なお、重量測定の数値が写真で読み取れるように撮影すること
調査結果の報告	・品質評価記録書を PDF ファイルで指定法人宛にメール送信する。

③ 品質調査の記録

別紙「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における再商品化計画の認定に係る分別収集物の品質評価記録書」の記入例を参考にして品質調査の結果を記入してください。

④ 分別収集物に含まれる異物量の按分

分別収集物に含まれる異物については以下の考え方により、特定事業者負担分と市区町村負担分に分けられます。

以下 A・B のケースを比較して小さい値を特定事業者が処理費用を負担する異物量とみなし、これ以外の異物量を市区町村負担分とします。なお、再商品化計画が一次保管場所等での選別により異物量を0とした上で再生処理施設に搬入する場合、品質調査により異物が計測されたとしても、異物の処理費用は市区町村負担分となります。

A. 品質調査で算出した異物量をプラスチック容器包装廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物の割合で按分した場合のプラスチック容器包装廃棄物分の異物量

B. プラスチック容器包装廃棄物の量にプラスチック容器包装廃棄物のベールに含まれる異物量の過去 5 年間の全国平均比率（※）を乗じて得られる量

※プラスチック容器包装廃棄物の量の約 5%が目安となりますが、具体的には毎年 5 月頃に環境省 HP などでお知らせします。

⑤ 合理化拠出金の適用について

容器包装リサイクル法では、市区町村の分別収集物の品質について、当該年度における容器包装比率（※）が 95%以上、又は当該年度におけるプラスチック容器包装比率が 90%以上であって前年度に比べ2%以上向上した場合に合理化拠出金の対象となります。

再商品化計画の認定制度においては、3.（3）④の B のプラスチック容器包装廃棄物のベールに含まれる異物量の過去 5 年間の全国平均比率が5%以下の場合、容器包装比率は 95%以上とみなすことになるため、すべての市区町村が合理化拠出金の対象となります。

※容器包装比率：

プラスチック容器包装廃棄物の重量／

（プラスチック容器包装廃棄物の重量＋プラスチック容器包装廃棄物の異物量）

＜分別収集物に産業廃棄物に該当するプラスチック使用製品廃棄物が含まれる場合＞

法第 33 条における分別収集・再商品化について、廃棄物処理法第 11 条第2項に基づき市区町村の事務として処理を行うプラスチック使用製品産業廃棄物を分別収集物に含めることを可能としています。品質調査における扱い等の詳細については、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室までお問い合わせください。なお、再商品化計画の申請においてプラスチック使用製品産業廃棄物についての申込みを行っている場合、異物量の計算を行う際に、分別の基準を満た

すプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の量から差引くこととなります。

(4)再商品化製品の品質検査

認定市区町村は、別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」に基づき、再商品化製品の品質測定を実施します。

①測定対象

原則として、再商品化製品の全ての種類からサンプリングをします。測定対象とする再商品化施設は、再商品化を実施する全ての施設です。

②品質測定の実施者

認定市区町村が専門の測定機関に委託して行います。委託する測定機関は、信頼性を担保できる測定機関に委託します。

③サンプリング

本品質測定に係るサンプリングは、認定市区町村が現地確認を行った際に、認定市区町村の担当者がサンプリングを行うか、品質測定機関の担当者が行います。サンプリングは、再商品化の最終工程で行います。

(5)再商品化事業者の操業管理

認定市区町村は、再商品化事業者に次の対応を求め、別紙2「再商品化工程及び物質収支」どおりに再商品化が実施されているかを確認します。

①物質収支の管理

再商品化事業者は、別紙2「再商品化工程及び物質収支」に基づき、日々の操業を管理します。

特に、認定市区町村からの引取量、再生処理された数量、再商品化製品として販売された量及び再生処理施設から外部に排出される産業廃棄物として処理された量の把握は、実測値を管理します。

②稼働時間の管理

再商品化事業者は、再生処理施設の稼働時間を管理する。稼働時間の管理は、設備を制御している電子的な記録や、稼働時間計等により管理します。

(稼働時間を管理する主要機器の例)

材料リサイクル	破砕機及び比重選別機
油化	破砕機
高炉還元	破砕機
コークス炉	破砕機
ガス化	破砕機
固形燃料化	破砕機

稼働時間計を設置する場合、稼働時間計は運転されている稼働時間が時間単位で測定でき、累積値が5桁(99,999 時間)以上で累積値がリセット(零戻し)出来ない稼働時間計を使用します。また、設置する場所は、モータ等の設備の運転回路に設置します。

(6)生産管理書類の作成・報告

再商品化事業者は、物質収支、稼働時間、再商品化製品の品質について、生産管理日報・月報を作成します。

生産管理日報	・物質収支(引取量、再商品化投入量、仕掛品の発生量、再商品化製品製造量・販売量等) ・各工程で発生した仕掛品の量 ・廃棄物及び有価物の発生量、搬出量、保管量 ・再商品化製品の品質測定値 ・設備の稼働時間 ・設備の補修状況
生産管理月報	・市区町村からの分別収集物の引取量(産業廃棄物が含まれる場合は市区町村が排出事業者から引き取った量)、投入量、在庫量 ・仕掛品の発生量、使用量、在庫量(品目及び形態別) ・製品の製造量、販売量、在庫量(品目及び形態別) ・廃棄物の発生量、搬出量、保管量(種類ごと) ・有価物の発生量、搬出量及び保管量 ・製品の収率及び廃棄物の発生率 ・製品の品質測定結果 ・稼働時間 ・他材料の使用量

＜分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合＞

認定市区町村は、指定法人との契約に記載されている日までに指定法人へ月報を提出してください。月報を確認した上で、指定法人がプラスチック容器包装廃棄物分の再商品化費用を支払います。なお、指定法人との契約に記載されている日までに月報が提出されない場合、再商品化実績が確認出来ず、指定法人から再商品化事業者に再商品化費用を支払うことが出来ませんので、ご注意ください。日報については、指定法人への提出は不要です。

再商品化製品を再商品化事業者が自社利用する場合又は再商品化事業者と密接に関係している事業者が利用する場合、次の項目について、月報の提出時に合わせて提出します。

再商品化製品利用製品（パレット等の成形品）について、製品在庫量と、販売済み製品在庫量を区分して管理・記録します。なお、自社分の在庫について、外部倉庫にて保管している場合、自社敷地内での製品在庫量と、外部倉庫での製品在庫量を区分して管理・記録します。

- ・品目別の再商品化製品の受入量（再商品化事業者以外から受け入れる場合は受入事業者ごと）
- ・品目別の再商品化製品の利用工程、再商品化製品利用事業者の工程への投入量
- ・品目別の再商品化製品在庫量（再商品化事業者以外から受け入れる場合は受入事業者ごと）
- ・再商品化製品利用製品製造量、販売量、在庫量（利用製品別）
- ・販売済み製品在庫量（伝票上販売したが、製品を工場内に保管している場合）

なお、「密接に関係している事業者」は、再商品化事業者と以下のような関係にある再商品化製品利用事業者を指します。

- ・20%以上の議決権を実質的に所有している場合又は所有されている場合
- ・持株会社、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社、又は議決権の過半数を所有する者を共通にする場合
- ・再商品化製品利用事業者の代表者の親族又は再商品化製品利用事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、再商品化事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合、又は同様に再商品化事業者の代表者の親族又は再商品化事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、再商品化製品利用事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合
- ・再商品化製品利用事業者の代表者の親族、再商品化製品利用事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、再商品化事業者の議決権を合わせて20%以上所有している場合、又は同様に再商品化事業者の代表者の親族、再商品化事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が再商品化製品利用事業者に対して合わせて20%以上の議決権を所有している場合
- ・再商品化事業者から顧問業務の委託を受けるなどして、再商品化事業者の経営や業務に関与した者（顧問弁護士や顧問税理士を代表例とするがこれらに限られない）が、再商品化製品利用事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合であって、再商品化事業者から直接的又は間接的な指示又は命令等を受けて、実質的に再商品化事業者の支配下にあるとみられる場合

＜分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれない場合＞

日報・月報ともに、指定法人への提出は不要です。認定市町区村が再商品化事業者からの提出を求めるか、認定市町区村による現地確認の際に確認することができるよう、再商品化事業者において保管・管理することとするかは、認定市町区村と再商品化事業者で調整の上決めてください。

(7)再商品化製品利用状況の確認

認定市区町村は、再商品化製品が別紙1「分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程図」どおりに利用されていることについて、再商品化事業者の協力を得て、再商品化製品利用事業者への現地確認や写真確認等により再商品化製品利用状況を確認してください。

4. その他

(1) 契約及びプラスチック容器包装廃棄物の再商品化費用の支払い

① 再商品化実施者との契約

市区町村は、認定再商品化計画に記載された全ての再商品化実施者と委託契約を締結します。なお、分別収集物に産業廃棄物が含まれる場合、廃棄物処理法施行令第6条の2第4号の基準を満たした契約書とする必要があります。詳細については、都道府県等の産業廃棄物所管部署に確認してください。

② 指定法人との契約

法施行規則第9条に基づき、分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合は、認定市区町村及び再商品化事業者は、認定再商品化計画に基づき分別収集物の再商品化を開始するまでに、指定法人との間で、当該認定再商品化計画に記載したプラスチック容器包装廃棄物の再商品化に係る契約を締結します。

(2) 再商品化の実施の状況に関する報告

認定市区町村は、法施行規則第14条に基づき、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における認定再商品化計画に係る再商品化の実施の状況を主務大臣に報告する必要があります。

認定市区町村の名称、認定の年月日、認定番号及び次に示す事項を2.1(2)の方法で報告してください。

- ・ 1年間に収集した分別収集物の種類ごとの重量
 - ① プラスチック容器包装廃棄物
 - ② ①以外のプラスチック使用製品廃棄物
 - ③ 産業廃棄物に該当するプラスチック使用製品廃棄物
- ・ 再商品化により得られた物の種類ごとの重量、利用者及び利用方法
- ・ 再商品化により得られた物の種類ごとの品質
- ・ 再商品化されずに廃棄物として処理された物の種類ごとの重量及びその処理を行った者

(3) 認定証の交付

市区町村は、認定が行われたときは、次に掲げる事項を記載した認定証の交付を受けます。

- ・ 認定市区町村の名称
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 分別収集物の再商品化を実施しようとする期間
- ・ 分別収集物の処分の用に供する施設の名称及び所在地

- ・再商品化実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

(4) 認定の取消し

主務大臣は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができます。

- ・認定市区町村又は再商品化実施者が、認定再商品化計画に従って分別収集物の再商品化を実施していないとき
- ・認定市区町村が、再商品化実施者以外の者に対して、認定再商品化計画に係る分別収集物の再商品化に必要な行為を委託したとき
- ・再商品化実施者の能力又は施設が認定基準に適合しなくなったとき
- ・再商品化実施者が欠格要件(廃棄物処理法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であること等)に該当するに至ったとき

お問い合わせ先

	管轄地域	住所	電話	FAX
環境省本省 総務課リサイ クル推進室	－	〒100-8975 東京都千 代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 23 階	03- 5501- 3153	03- 3593- 8262
北海道地方 環境事務所 資源循環課	北海道	〒060-0808 札幌市北 区北 8 条西 2 丁目 札 幌第 1 合同庁舎 3F	011- 299- 3738	011- 736- 1234
東北地方環 境事務所 資源循環課	青森県・岩手県・宮城 県・秋田県・山形県・福 島県	〒980-0014 仙台市青 葉区本町 3-2-23 仙 台第 2 合同庁舎 6F	022- 722- 2871	022- 724- 4311
関東地方環 境事務所 資源循環課	茨城県・栃木県・群馬 県・埼玉県・千葉県・東 京都・神奈川県・新潟 県・山梨県・静岡県	〒330-9720 さいたま 市中央区新都心 1 番 地 1 さいたま新都心 合同庁舎 1 号館 6 階	048- 600- 0814	048- 600- 0518
中部地方環 境事務所 資源循環課	富山県・石川県・福井 県・長野県・岐阜県・愛 知県・三重県	〒460-0001 名古屋市 中区三の丸 2-5-2	052- 955- 2132	052- 951- 8889
近畿地方環 境事務所 資源循環課	滋賀県・京都府・大阪 府・兵庫県・奈良県・和 歌山県	〒530-0042 大阪市北 区天満橋一丁目 8 番 75 号 桜ノ宮合同庁舎 4 階	06- 6881- 6502	06- 6881- 7700
中国四国地 方環境事務 所 資源循環課	鳥取県・島根県・岡山 県・広島県・山口県	〒700-0984 岡山市北 区下石井 1-4-1 岡山 第 2 合同庁舎 11F	086- 223- 1584	086- 224- 2081
中国四国地 方環境事務 所四国事務 所 資源循環課	徳島県・香川県・愛媛 県・高知県	〒760-0019 高松市サ ンポート 3-33 高松サ ンポート合同庁舎南館 2F	087- 811- 7240	087- 822- 6203
九州地方環 境事務所 資源循環課	福岡県・佐賀県・長崎 県・熊本県・大分県・宮 崎県・鹿児島県・沖縄県	〒860-0047 熊本県熊 本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階	096- 322- 2410	096- 322- 2446

再商品化計画の必要書類一覧と指定法人への提出資料

申請書の項目	別紙		指定法人 資料番号
(4)	別紙1	分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程図	2,24,24,26
	別紙2-1	再商品化工程及	1,10
		工程に沿った物質収支 (ガス化の場合は物質収支管理表)	11
	別紙2-1添付	再商品化工程説明	10
	別紙2-2	物質収支 総括表	3
	別紙2-3	機器リスト	13,14,16,19,
	別紙3	再商品化製品の品質を確保するための措置	9
	別紙4	生活環境に係る被害を防止するための措置	17,18
(5)	別紙5	再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳	-
(6)	別紙6	分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者	-
(7)	別紙7	積替施設一覧表	-
(8)	別紙8	処分施設一覧表	20,21,22,23
(10)	別紙9	再商品化により得られた物の利用事業者一覧	4,6,
	別紙9	引取同意書(参考様式)	5
(11)	別紙 10	廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置	-
(12)	別紙 11	計画に記載された再商品化の実施方法による処理が困難となった場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置	-

添付資料		指定法人資料番号
(1)	プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準	－
(2)	分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が知識及び技能を有することを証する書類	7,8
(3)	分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が経理的基礎を有することを証する書類	－
(4)	分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が欠格要件に該当しないことを証する書類	－
(5)	分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設が基準に適合することを証する書類	－
(6)①	運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことが確認できる書類資料	12
(6)②1)	分別収集物保管場所	15
(6)②2)	仕掛品保管場所	15
(6)②3)	製品保管場所	15
(6)②4)	廃棄物の保管場所	15
(6)②5)	保管場所の配置図	15
(7)	分別収集物の再商品化(法第二条第八項第二号に掲げる行為に限る。)を行う場合において、行政庁の許可、認可その他の処分を受けたことを証する書類の写し	－
(8)	分別収集物を収集しようとする区域を示す図面	－

<指定法人資料>

	資料名
1	様式2 施設の基本情報
2	様式2付属 工場施設組み合わせリスト
3	様式3 施設の物質収支
4	様式4 再商品化製品利用事業者リスト
5	様式5 再商品化製品引取り同意書
6	様式5付属① 再商品化製品利用事業者情報
7	(12)プラスチック製容器包装再生処理事業に関する事業責任者及び現場責任者の業務経歴(様式D)
8	(13)プラスチック製容器包装再生処理事業を実施するに必要な事業実績(様式E)
9	製品の規格と品質管理
10	再生処理工程図とその説明文
11	再生処理工程に沿った物質収支と処理量
12	操業体制
13	設備・機器配置図
14	主要設備・機器のリスト、仕様(処理能力を含む)及び図面
15	原料、仕掛品、製品及び廃棄物の保管管理
16	計量設備と計量管理
17	廃水処理工程
18	排ガス処理工程
19	施設の配置図
20	指定可燃物貯蔵届出書のコピー
21	危険物に係る許認可証、届出書のコピー
22	一般廃棄物処理施設設置許可証及び使用前検査済み証のコピー
23	建築確認済証又は通知書のコピー
24	廃棄物フロー管理シート
25	廃棄物の運搬・処分に係る委託契約書(業許可証含む)
26	業許可証情報

品質基準

(1) 収率

収率は、再商品化製品製造量から他材料寄与分を除いた量と認定市区町村から再商品化事業者へ引き渡された分別収集物の量（以下「引取量」といいます。）から異物量を除いた量により算出します。

なお、異物量は3. (2)の分別収集物の品質調査結果から算出します。

(収率の基本的考え方)

収率：引取量から、再商品化された量の割合

(収率の計算式)

$$\text{収率} = \frac{(\text{再商品化製品製造量} - \text{他材料寄与分}) : B}{(\text{引取量} - \text{異物量}) : A} \times 100\%$$

※収率の計算式は、手法によって異なりますが、基本的な考え方は同一です。

※他材料寄与分とは、分別収集物以外のお材料を混合して再生処理する場合に、再商品化製品に含まれる他材料より製造された量です。

なお、他材料の寄与分及び容器包装寄与分を直接把握することが困難な場合には、再生処理施設への投入量の比率で按分して算出することが可能です。

(再商品化手法ごとの施設の収率の算出式及び基準値)

①材料リサイクル

$$\text{材料リサイクルの収率} = \frac{\text{プラスチック原材料等の製造量} - \text{他材料寄与分}}{\text{引取量} - \text{異物量}} \times 100 \geq 45\% (\text{重量ベース})$$

②油化

$$\text{炭化水素油の収率} = \frac{\text{炭化水素油の製造量} - \text{他材料寄与分}}{\text{引取量} - \text{異物量}} \times 100 \geq 45\% (\text{重量ベース})$$

③高炉還元剤化及びコークス炉化学原材料化

$$\text{高炉還元剤の収率} = \frac{\text{高炉還元剤の製造量} - \text{他材料寄与分}}{\text{引取量} - \text{異物量}} \times 100 \geq 75\% (\text{重量ベース})$$

$$\text{コークス炉化学原料の収率} = \frac{\text{コークス炉化学原料の製造量} - \text{他材料寄与分}}{\text{引取量} - \text{異物量}} \times 100 \geq 85\%$$

(重量ベース)

④ガス化

$$\text{合成ガスの収率} = \frac{\text{生産合成ガスの発熱量} - \text{他材料寄与分}}{(\text{引取量} - \text{異物量}) \times \text{相当分別収集物の発熱量}} \times 100 \geq 65\% (\text{発熱量ベ}$$

ース)

(2)分別収集物の再商品化製品の品質基準

①材料リサイクル再商品化製品の品質基準

水分	ペレット及び減容品は1%以下、フレーク及びフラフは3%以下であること。
塩素分	再商品化製品利用事業者の提示する品質規格を遵守することとし、0.3%以下であること。
主成分	再商品化製品利用事業者の提示する品質規格を遵守することとし、90%以上とする。

②熱分解油の品質基準

熱分解して得られる熱分解油、炭化水素油を分留した場合の品質は、蒸留性状から見るとガソリン、灯油、軽油、重油の混合物と類似の性状をしています。しかし、いずれの場合においても、既存の各種油の規格(ガソリン、灯油、軽油等)どおりのものでなく、微量の塩素や異物等の含有の可能性があります。そこで、熱分解油を製造する再商品化事業者は、品質確認を行う必要があります。

③高炉還元剤及びコークス炉化学原料の品質基準

・高炉原料の品質基準

粒径 : 10mm 以下

水分 : 3%以下

塩素分 : 2%以下

・コークス炉化学原料の品質基準

かさ密度(製品が減容品の場合) : 0.2t/m³ 以上

フラフ形状(製品がフラフの場合) : 15mm 以下が 90%

水分 : 3 %以下

④水素及び一酸化炭素を主成分とするガスの品質基準

- ・水素及び一酸化炭素が50%以上であること
- ・合成ガス中の塩化水素濃度が20ppm以下であること
- ・合成ガスを燃料として使用する場合、排ガス中の塩化水素濃度は国の定める排出基準値以下とする。

再商品化計画認定申請書【記入例】

(元号) 〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

申請者：〇〇県〇〇市
住 所：〇〇県〇〇市〇〇
代表者の氏名：市長 〇〇 〇〇
電話番号：XXX-XXXX-XXXX

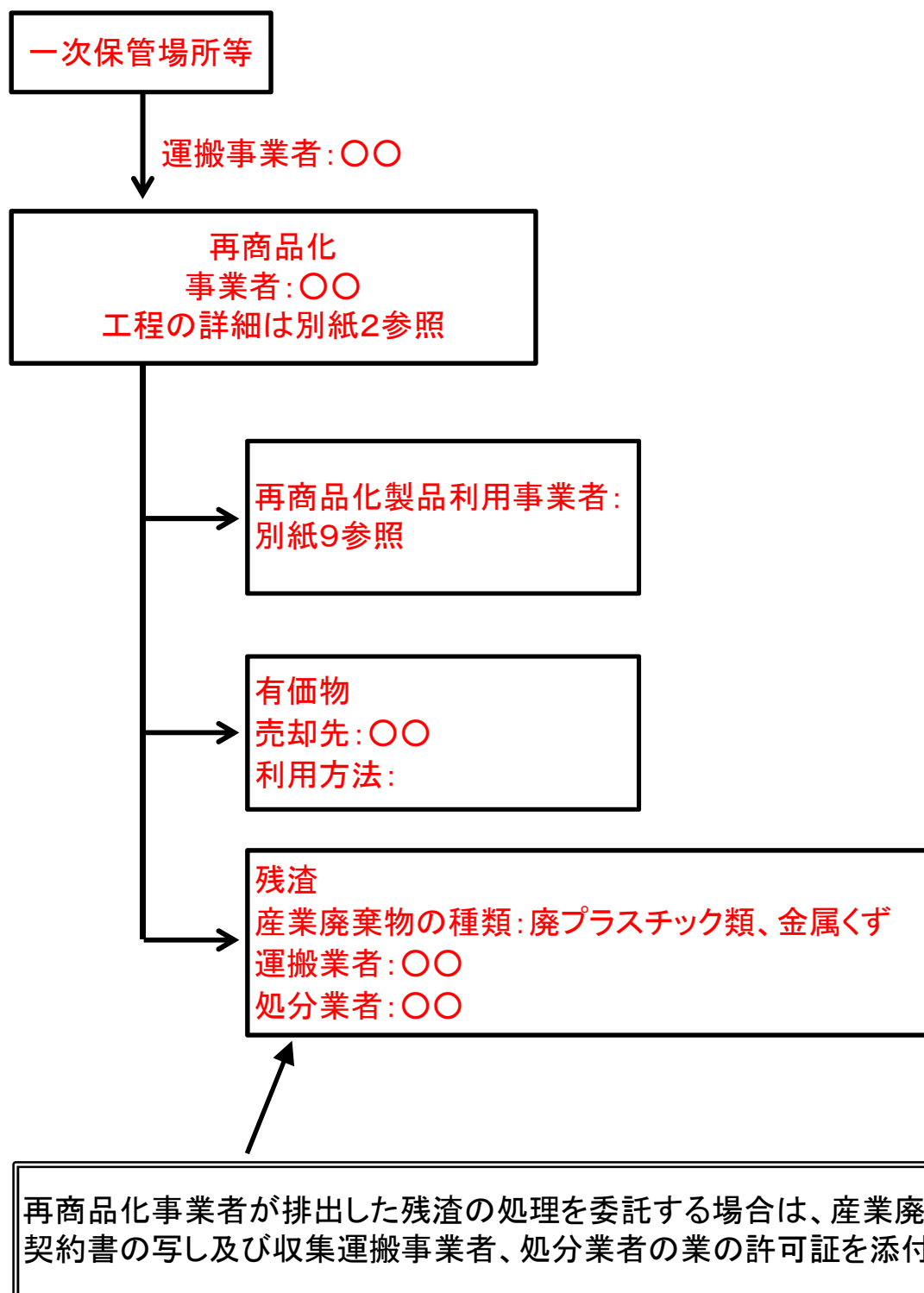
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第1項に規定する認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 次のうちから選択して申請書に記載してください。
- ① プラスチック容器包装廃棄物
 - ② ①以外のプラスチック使用製品廃棄物
 - ③ 産業廃棄物に該当するプラスチック使用製品廃棄物

1. 分別収集物の種類	①プラスチック容器包装廃棄物 ②①以外のプラスチック使用製品廃棄物	
2. 分別収集物の再商品化を実施しようとする期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日	
3. 各年度において得られる分別収集物の種類ごとの量の見込み	令和〇 〇年	①プラスチック容器包装廃棄物： (単位：t)
		②①以外のプラスチック使用製品廃棄物： (単位：t)
	令和△ △年	①プラスチック容器包装廃棄物： (単位：t)
		②①以外のプラスチック使用製品廃棄物： (単位：t)
	令和□ □年	①プラスチック容器包装廃棄物： (単位：t)
		②①以外のプラスチック使用製品廃棄物： (単位：t)
4. 分別収集物の再商品化の実施方法	材料リサイクル 詳細は、別紙1「分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程図」、別紙2「再商品化工程及び物質収支」、別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」、別紙4「生活環境に係る被害を防止するための措置」のとおり	
ケミカルリサイクルの場合、その手法（油化、高炉還元剤化、コークス炉化学原料化、ガス化等）についても記入してください。		
5. 再商品化に要する費用の総額及びその内訳	総額：〇〇〇〇〇〇円 別紙5「再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳」のとおり	

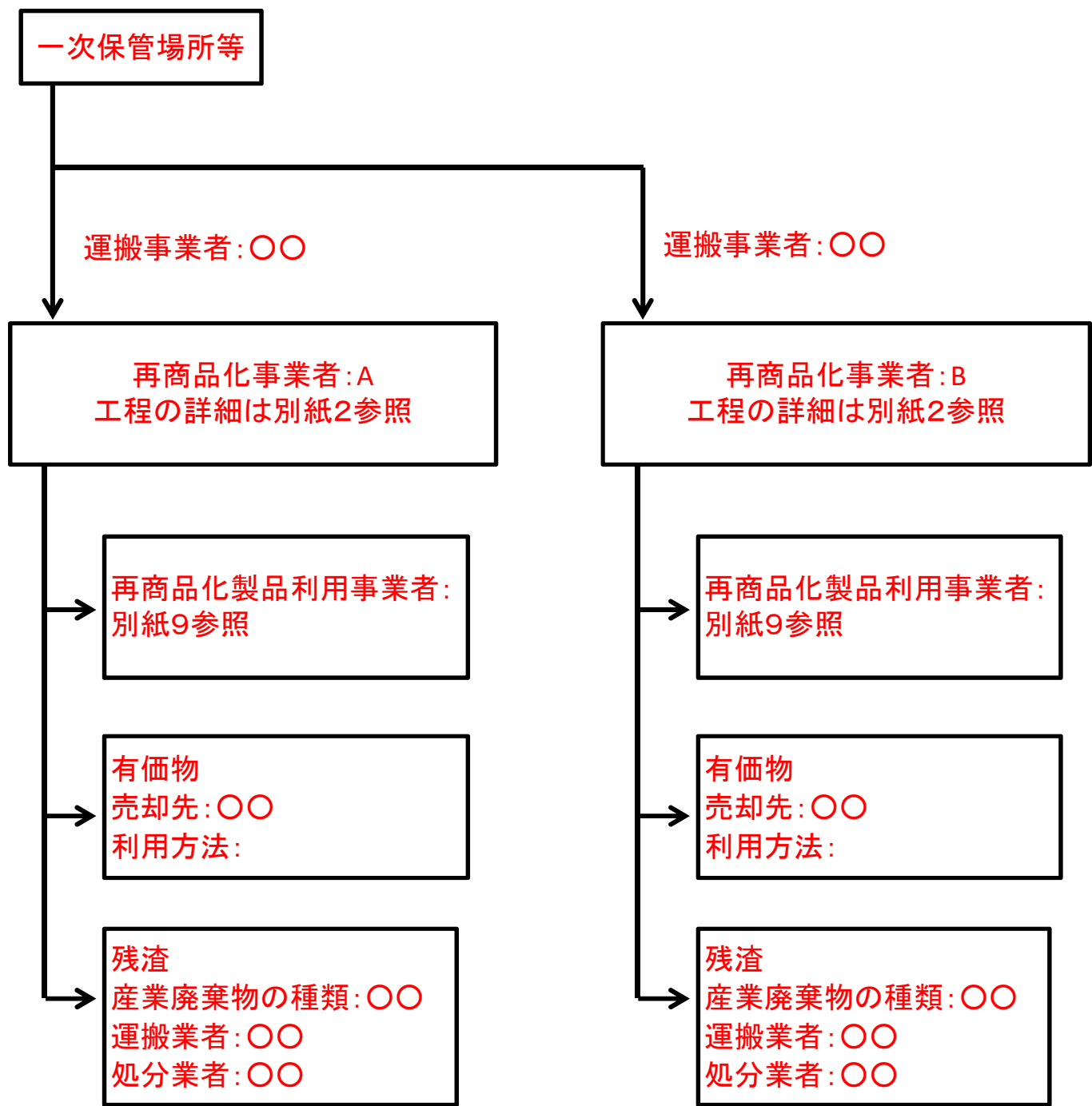
6. 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別	収集又は運搬を業として行う者：○社 処分を業として行う者：○社 詳細（氏名・名称・住所等）は、別紙6「プラスチック使用製品廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者」のとおり	
7. 分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設	収集又は運搬に用いる車両	例：バンボディトラック
	積替施設	別紙7「積替施設一覧表」のとおり
8. 分別収集物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備	別紙8「処分施設一覧表」のとおり	
9. 分別収集物を収集しようとする区域	○○市内全域	
10. 分別収集物の再商品化により得られた物を利用する者及び利用方法	別紙9「再商品化により得られた物の利用事業者一覧」のとおり	
11. 廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置	別紙10「廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置」のとおり	
12. 計画に記載された再商品化の実施方法による処理が困難となった場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置	別紙11「計画に記載された再商品化の実施方法による処理が困難となった場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置」のとおり	
担当者情報		
①氏名：○○ ○○ ②住所：〒100-XXXX ○○県○○市一丁目○番地○号 ③所属：○○市○○部○○課 ④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX : Mail：XXX@XXX.XX.XX		
備考		
・各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、適宜、別紙や添付資料を添付し、その旨を記載すること。		

分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程図【記入例】



分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程図【記入例】

再商品化事業者が複数者の場合
別紙2は事業者ごとに作成してください。

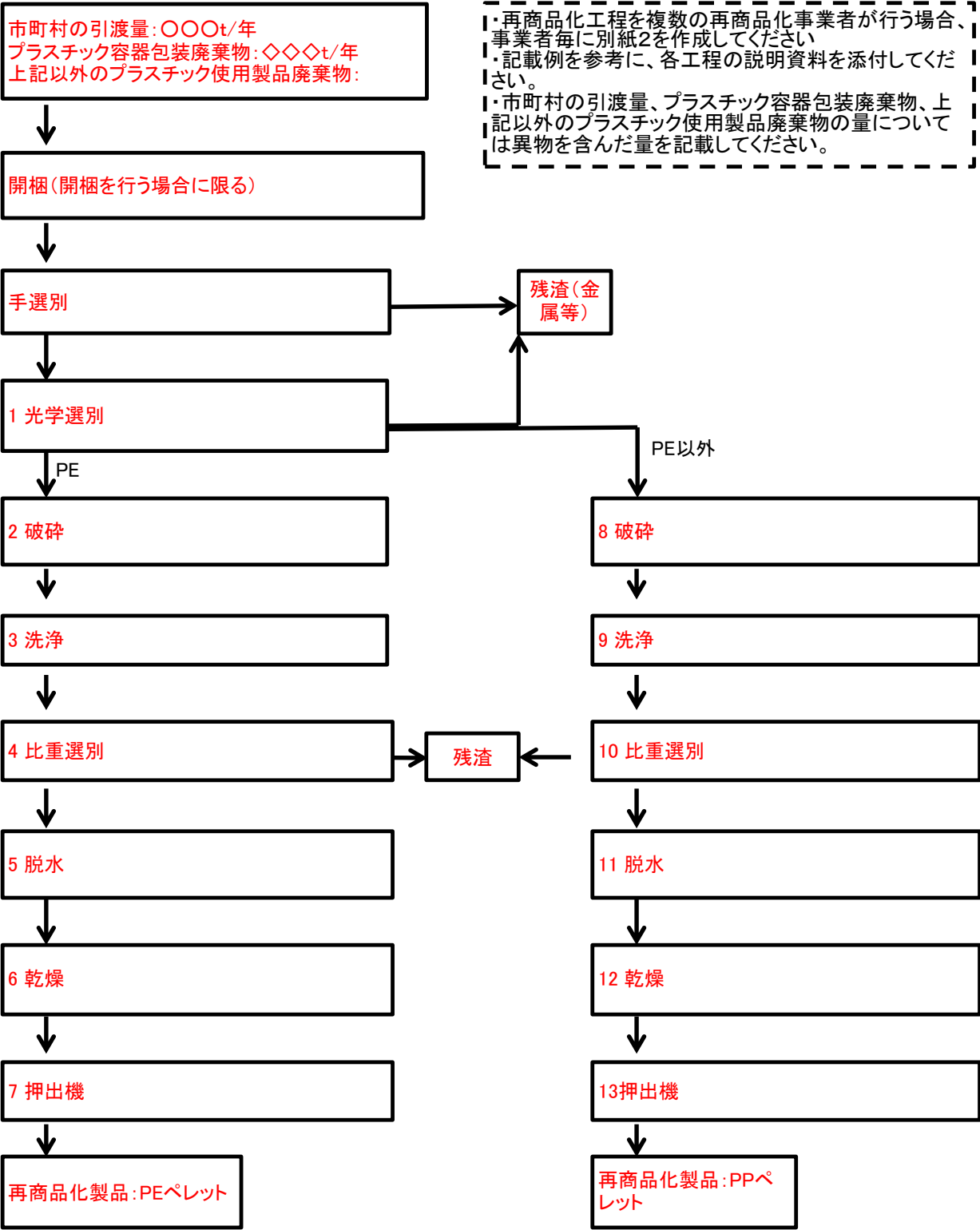


再商品化工程及び物質収支【記入例】

別紙2-1

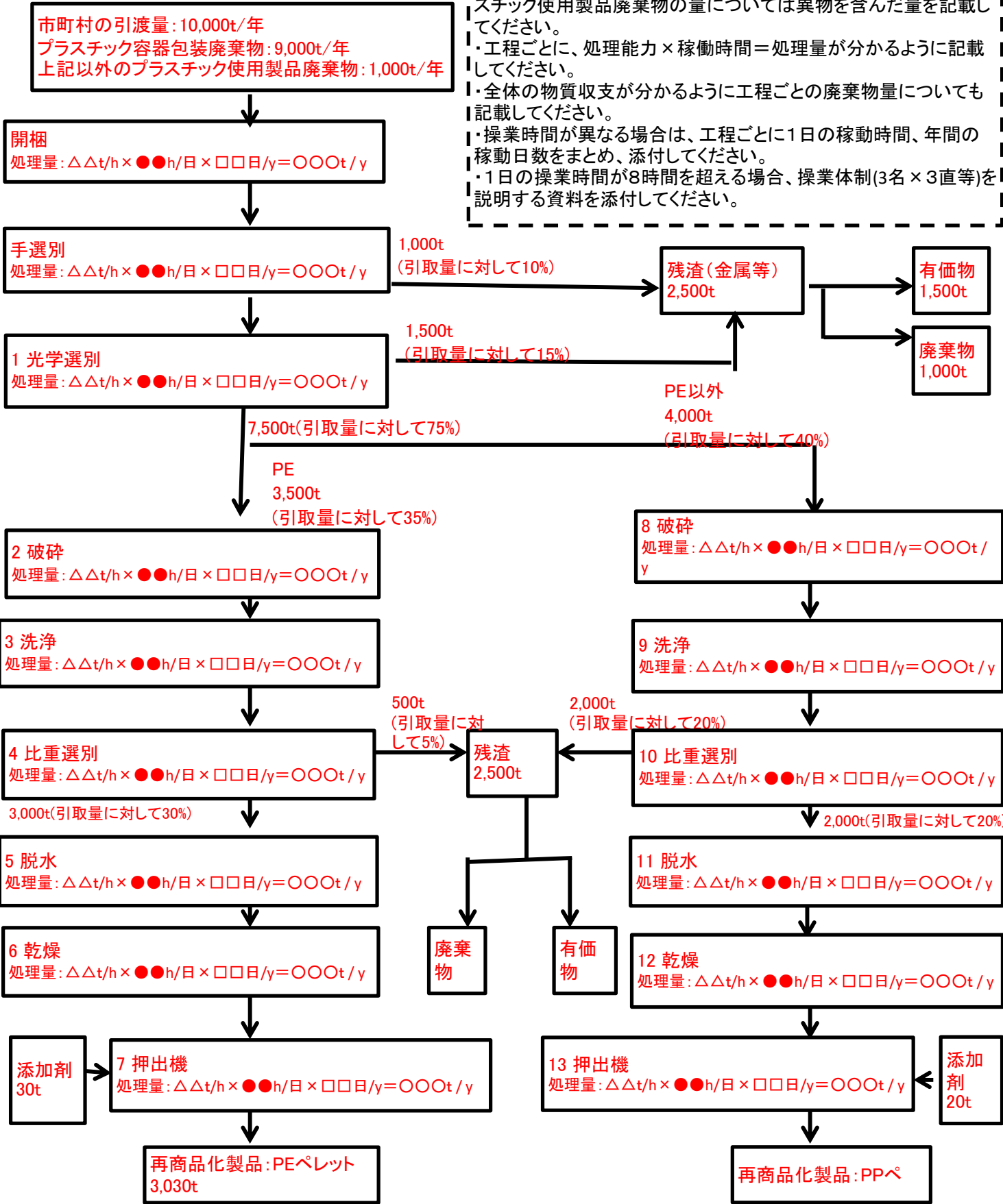
(1) 再商品化工程

再商品化工程で使用する設備詳細は、別紙2-3機器リストを作成してください。



(2) 工程に沿った物質収支【記入例】

別紙2-1



再生処理工程説明

次の記載例を参考にして工程が分かるように説明文を記載してください。なお以下の事項について該当する場合は必ず説明文に含めてください。

- (1) いくつかの選別品を同一の設備で切り替えて処理する場合には、どの設備でどの選別品を処理するかを記載してください。
- (2) 再生処理工程に投入される他の材料がある場合はその名称、投入目的、投入箇所、を記載してください。
- (3) 1日の処理量が5トン以上の施設の場合、一般廃棄物処理施設設置許可証（変更許可証・軽微変更等届出書）に記載の能力（「最大処理可能量」）が決定された根拠となる機器（一例：破砕機、押出機、等）について説明してください。なお、機器単体が能力の根拠となっておらず、一般廃棄物の投入量＝能力（「最大処理可能量」）とみなしている場合、その旨を記載してください

【再生処理工程の説明文の記載例と必要事項】

＜分別収集物の引渡し性状＞

再商品化事業者に引き渡す性状（梱包の有無等）について、説明してください。市町村による選別等を省略する場合には、再商品化事業者による対応方法を記載してください。

＜材料リサイクルの例＞

- ・市町村より引き取ったベールを解梱し、手選別コンベア上で人手により発○ ○と◇◇を選別し、不適物（金属等）を除去する。○○と◇◇以外は主たる再商品化製品の原料とする。
- ・光学選別機(1)により、PE と PE 以外を選別する。
- ・PE は一旦フレコンに保管し、ある程度の量がまとまったら、破砕 (2)・洗浄 (3)・比重分離 (4)・脱水 (5)・乾燥 (6) まで連続して処理し、押出 (7) を行ない PE ペレットにする。
- ・PE 以外は混合品なので破砕 (8)・洗浄 (9) 後、比重分離 (10) により PP を選別し、脱水 (11)・乾燥 (12) まで連続して処理して、押出 (13) を行ない PP ペレットにする。
- ・一般廃棄物処理施設設置許可証の処理能力を決定している機器は破砕機となっている。

＜ケミカルリサイクルの例＞

工程下記の事項について説明文に含めて説明してください

- ① 原料受入、投入 ・ 原料（分別収集物、他材料）の受入計量設備の設置場所（機器配置図、施設配置図等に明示する）、原料保管場所、引き取り量確認方法
 - ・ 原料の保管場所から投入箇所（機器名称等記載）への移動方法、投入量の計量方法
 - ・ 他材料を混合して使用する場合には、容器包装と他材料の投入管理方法（投入時間帯を別にするか、混合して投入するか等）
- ② 燃料、副原料等 ・ 再生処理工程に投入される燃料、副原料、製品製造工程で製品に添加される添加剤等がある場合は、燃料、副原料、添加剤等の名称、投入箇所、投入目的等
- ③ 機器の操業条件 ・ 減容固化器、脱塩素器、熱分解炉、ガス化炉等については、温度、圧力等の条件、ガス化の場合は、ガス化温度として代表させる温度の計測箇所
- ④ 減容固形化物の搬送ラインの発火対策
- ⑤ 減容固形化物等の仕掛品の次工程への投入量の計測方法
- ⑥ 製品の製造量の計測箇所、計測方法
- ⑦ 製品の出荷方法
- ⑧ 廃棄物の発生箇所、処分方法
- ⑨ 排水の排出箇所、廃水処理方法
- ⑩ 排ガスの発生箇所、排ガスの処理方法
- ⑪ いくつかの選別品を同一の設備で切り替えて処理する場合には、どの設備でどの選別品を処理するかを記載してください。

物質収支 総括表(材料リサイクル、高炉還元剤、コークス炉還元剤)【記入例】

物質収支	①市町村からの引取量	: 〇〇〇t/年	
	②異物量(①の内数)	: 〇〇〇t/年	
	③最初の工程から投入する他材料の量	: 〇〇〇t/年	←
	④投入量(①+③)	: 〇〇〇t/年	
	⑤製品製造量	: 〇〇〇t/年	
	⑥製品に占める他材料の量	: 〇〇〇t/年	
	⑦製品に占めるプラスチック使用製品廃棄物の量(⑤-⑥)	: 〇〇〇t/年	
収率	収率 = $\frac{\text{⑦製品に占めるプラスチック使用製品廃棄物の量}}{\text{①市町村からの引取量} - \text{②異物量}} \times 100 = \text{ : 〇〇 \%}$		
物質収支関係図	<pre> graph LR A[③他材料] --> D[④投入量] B[①引取量 (② 異物: ①の内数)] --> D D --> C[再商品化工程] C --> E[⑤製品製造量] E --> F[⑥製品に占める 他材料] E --> G[⑦製品に占める プラスチック 使用製品廃棄] </pre>		

- ・③市町村から引き取る分別収集物以外に、他の材料(産業廃棄物の廃プラスチック等)を混合して再商品化製品を製造する場合、記載してください。他材料が無い場合は、「0」と記載してください。
- ・各工程で発生する残渣については、「工程に沿った物質収支」に記入してください。

物質収支 総括表(油化)

物質収支	①市町村からの引取量	: 〇〇〇t/年
	②異物量(①の内数)	: 〇〇〇t/年
	③最初の工程から投入する他材料の量	: 〇〇〇t/年
	④投入量(①+③)	: 〇〇〇t/年
	⑤製品製造量(⑧+⑨+⑩)	: 〇〇〇t/年
	⑥製品に占める他材料の量	: 〇〇〇t/年
	⑦製品に占めるプラスチック使用製品廃棄物の量(⑤-⑥)	: 〇〇〇t/年
	⑧販売量	: 〇〇〇t/年
	⑨再商品化施設内利用量	: 〇〇〇t/年
	⑩再商品化施設外利用量	: 〇〇〇t/年
収率	収率 = $\frac{\text{⑦製品に占めるプラスチック使用製品廃棄物の量}}{\text{①市町村からの引取量} - \text{②異物量}} \times 100 = \text{ : 〇〇 \%}$	
物質収支関係図	<pre> graph LR A[③他材料] --> D[④投入量] B["①引取量 (② 異物:①の内数)"] --> D D --> C[再商品化工程] C --> E[⑤製品製造量] E --> F[⑥製品に占める 他材料] E --> G[⑦製品に占める プラスチック 使用製品廃棄物] G --> H[⑧販売量] G --> I[⑨再商品化施設内利用量] G --> J[⑩再商品化施設外利用量] </pre>	

物質収支 総括表(ガス化)

物質収支	①市町村からの引取量	: 〇〇〇t/年	⇒	⑤(①－②)の発熱量	: ◇◇◇◇GJ/年	市町村から引取量に関する重量から熱量への換算 1kg=25.50MJ
	②異物量	: 〇〇〇t/年				
	③最初の工程から投入する他材料の量	: 〇〇〇t/年	⇒	⑥発熱量	: ◇◇◇◇GJ/年	
	④投入量(①＋③)	: 〇〇〇t/年	⇒	⑦(⑤＋⑥)	: ◇◇◇◇GJ/年	
	⑧ガス化温度	: 〇〇〇〇℃				
	⑨製品ガス発熱量			: ◇◇◇◇GJ/年	⇒ ⑪1,200℃補正	: ◇◇◇◇GJ/年
収率	⑩プラスチック製容器包装(分別基準適合物)分製品ガス発熱量			: ◇◇◇◇GJ/年	⇒ ⑫1,200℃補正	: ◇◇◇◇GJ/年
	再商品化率(⑫/⑤×100)					

物質収支管理表(ガス化)【記入例】

	単位	原料			外部燃料等			合計
		容リプラ	他材料	小計	燃料	スチーム	小計	
投入量	kg/日	A1	B1	C1=A1+B1	D1	E1	F1=D1+E1	G1=C1+F1
投入物単位量あたりの発熱量	MJ/kg	A2	B2		D2	E2		
投入発熱量	GJ/日	A3=A1×A2/1,000	B3=B1×B2/1,000	C3=A3+B3	D3=D1×D2/1,000	E3=E1×E2/1,000	F3=D3+E3	G3=C3+F3
投入発熱量比率	%	A4=A3/G3×100	B4=B3/G3×100	C4=A4+B4	D4=D3/G3×100	E4=E3/G3×100	F4=D4+E4	G4=100
減容固形化物生産量	トン/日	A5	B5	C5=A5+B5				
減容固形化物収率	%	A6=(A5/A1)×100	B6=(B5/B1)×100	C6=(C5/C1)×100				
副原料投入量								
副原料1(酸素等)	トン/日		B7					
副原料2(窒素等)	トン/日		B8					
副原料3(空気等)	トン/日		B9					
ガス化温度			運転温度			1,200℃補正		
℃			P7			1,200		
製品ガス生産量(乾ガス基準)	Nm3/日		P8			R8		
製品ガス組成(乾ガス基準)								
H2	Vol.%		P9			R9		
CO	Vol.%		P10			R10		
CO2	Vol.%		P11			R11		
N2	Vol.%		P12			R12		
他	Vol.%		P13			R13		
合計	Vol.%		100			100		
製品ガス単位量当りの発熱量	MJ/Nm3		P14			R14		
製品ガス発熱量	GJ/日		P15=P9×P14/1,000			R15=R9×R14		
製品ガス発熱量(外部燃料補正)	GJ/日		P16=P15-F3			R16=R15-F3		
容リプラ分製品ガス発熱量	GJ/日		P17=P16×(A3/C3)			R17=R16×(A3/C3)		
再商品化率	%		P18=(P17/A3)×100			R18=(R17/A3)×100		

様式2-1に記載した稼働日数、年間の引取量に基づき、1日当りの物質収支を記載する。

ガス化温度を1,200℃に換算する場合、換算する方法について関連するパラメータの関係を数式又はグラフ等により説明してください。

A1～R18に数値、計算結果を記入する。P8～P18はガス化炉の運転温度における数値、計算結果を記入する。

R9～R18についてはガス化炉温度を1200℃における値に補正する必要がある場合(補正しない場合は空欄とする)は記入する。

機器リスト【記入例】

- ・工場敷地内の施設配置図、機器の配置図を添付してください。
- ・機器の仕様がわかる資料(図面等)を添付してください。

機器番号	設備・機器名称	機能・目的	基数	仕様(処理能力を含む)、型式、メーカー	処理能力	適用法令	能力の根拠となる機器(該当には○)
1	光学選別機	PEの選別	1	別紙参照	○○t/h	廃棄物処理法	
2	破碎機	破碎	1	別紙参照	△△t/h	廃棄物処理法、大気汚染防止法	
3							
4							
5							

設備・機器配置図と同一番号としてください。

主要機器の仕様、基本スペックを表中に記載してください。機器番号毎に、処理能力の根拠が説明可能な、補足図面、仕様書を別紙として添付してください。

再商品化設備を設置・運転するにあたり申請・届出している設備についてその法令を記載してください。(適用法令がある場合のみ)

- ・原則A4版、原図のサイズがA3以上の場合、図面に記載されている文字が判読可能(提出図面で確認してください)な限りA3あるいはA4サイズに縮小してください。
- ・市町村等からの引取量、原料投入量、選別等の仕掛品の発生量、製品製造量、廃棄物の発生量を計量するための全ての計量器の名称・仕様(計量器の型式、メーカー、測定レンジ、計測精度の仕様)を記載してください。

1日の処理量が5トン以上の施設の場合、一般廃棄物処理施設設置許可証に記載の能力が決定された根拠となる機器(一例:破碎機、押出機等)について○をつけてください。なお、機器単体が能力の根拠となっておらず、一般廃棄物の投入量＝能力(最大処理可能量)とみなしている場合は、○は不要です。

再商品化製品の品質を確保するための措置【記入例】

製品の種類と形状	PPペレット		
管理項目	水分	塩素分	主成分
品質基準	1.0%以下	0.30%以下	90%以上
サンプリング場所	再商品化工程からフレコンに充填される時点で採取	再商品化工程からフレコンに充填される時点で採取	再商品化工程からフレコンに充填される時点で採取
サンプリング量	200g	200g	200g
サンプリング頻度	○日△回	3か月に1回	3か月に1回
分析計・測定機器	△△社○○ー◇型秤 秤量500gr、目量0.2gr		
分析・測定方法	ナイロンの網袋に入れ、初期の質量を測る。107℃の恒温槽で乾燥し、一時間ごとに質量の変化を測定する。一時間あたりの質量の減少が0.5%以下となるまで乾燥する。		
品質を確保するための措置	日々の再商品化事業者による品質測定に加え、年に○回、第三者機関による品質検査を実施する。		

注意事項

品質管理項目及び品質基準は手引き2. (2)④を参照して設定してください。

生活環境に係る被害を防止するための措置について

項目		対策の内容
排水処理	排水発生工程	〇〇工程(再商品化工程に伴い、排水が発生する場合)。なお、工場の生活排水、雨水は再商品化工程に伴い発生する排水に該当しません。
	排水処理方法	排水処理フロー図等により、処理方法を説明してください。
	排水基準値	水質汚濁防止法や、条例で定められている排水の基準を記載してください。
	排水測定結果	排水の測定結果を提出してください。
	排水が発生しない場合	再商品化工程から、排水が発生しないことが明らかである場合(洗浄工程、比重選別工程が無い等)を除き、排水が発生しない理由(洗浄工程で発生した排水は循環して利用している等)を説明してください。
排ガス処理	排ガス発生工程	〇〇工程
	排ガス処理方法	排ガス処理フロー図等により、処理方法を説明してください。
	排ガス基準値	大気汚染防止法や、条例で定められている排ガスの基準を記載してください。
	排ガス測定結果	排ガスの測定結果を提出してください。
	排ガスが発生しない場合	大気汚染防止法及び条例で定められる設備がないことを説明するとともに、根拠となる大気汚染防止法または条例のコピーを提出してください。
粉塵対策	大気汚染防止法の特定期間発生施設に該当する場合や、条例で規制されている施設の場合、必要な対策を講じていることを説明してください。条例で規制されている施設の場合は、根拠となる条例の写しを提出してください。	
悪臭対策	大気汚染防止法や、条例で規制されている施設の場合、必要な対策を講じていることを説明してください。条例で規制されている施設の場合は、根拠となる条例の写しを提出してください。	
騒音、振動対策	騒音振動法や、条例で規制されている施設の場合、必要な対策を講じていることを説明してください。条例で規制されている施設の場合は、根拠となる条例の写しを提出してください。	

再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳【記入例】

項目	令和7年度
①プラスチック容器包装廃棄物の再商品化に要する費用	再商品化単価の構成が分かるように、明細を作成してください。 単価及び申請書に記載された引渡し見込み量から総額を記載してください。
令和〇〇年	〇〇千円/t×△△t=◇◇◇千円
令和〇〇年	〇〇千円/t×△△t=◇◇◇千円
令和〇〇年	〇〇千円/t×△△t=◇◇◇千円
②①以外のプラスチック使用製品廃棄物の再商品化に要する費用	再商品化単価の構成が分かるように、明細を作成してください。 ①以外のプラスチック使用製品廃棄物の再商品化費用です。単価及び申請書に記載された引渡し見込み量から総額を記載してください。 産業廃棄物に該当するプラスチック使用製品廃棄物の再商品化に要する費用の単価が異なる場合は欄を追加して記載してください。
令和〇〇年	〇〇千円/t×△△t=◇◇◇千円
令和〇〇年	〇〇千円/t×△△t=◇◇◇千円
令和〇〇年	〇〇千円/t×△△t=◇◇◇千円
再商品化費用の合計	

①、②の量は、申請書に記載された見込み量から算出してください。

①、②の再商品化単価は明細を作成し、費用構成を説明してください。なお、単価の構成には、再商品化製品の売却費用・収益、残渣の処理費用を必ず入れてください。

再商品化製品の売却費用・収益は、再商品化製品毎に記載してください。

残渣の処理費用は、手引き3.(3)の異物の量を確認し、再商品化単価を作成してください。

分別収集物の再商品化を複数の事業者が行う場合は、個別事業者の費用から再商品化単価を作成してください。

分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者

1. 分別収集物の収集又は運搬を行う者

	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	使用人
1	△△株式会社	代表取締役	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関二丁目△番地△号
2	●●●●(●●運送)	—	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関二丁目●番地●号
3	〇〇株式会社	代表取締役	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関二丁目〇番地〇号

個人の場合は、氏名(屋号・商号)を記載してください。
また、姓と名の区別がわかるよう、性と名の間に、
スペースを1文字分はさんでください。

個人の場合は、代表者の氏名の記載は不要です。
「—」を記載してください。

2. 分別収集物の処分を行う者

	氏名又は名称	代表者の氏名	住所及び施設の所在地	使用人
1	〇〇株式会社	代表取締役	〇〇 〇〇 東京都千代田区霞が関一丁目〇番地〇号 施設の所在地: 同上	
2	〇×株式会社	代表取締役	〇〇 〇〇 東京都中野区中野二丁目〇番地〇号 施設の所在地: 本社工場: 東京都中野区中野二丁目〇番地□号 〇▲工場: 東京都中野区中野●丁目●番地●号	

分別収集物を選別する行為(手作業を除く。)、圧縮行為は、
処分に該当するため、このような行為を行う者は、処分を
行う者として記載する必要があります。

処分施設が複数ある者については、
処分施設の名称ごとに、所在地を記載してください。

法第33条第3項4号ニ及びホに規定する使用人がある場合はその者の
氏名を記載してください。法第33条第3項4号ニ及びホに規定する政令で
使用人とは、「本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所
又は従たる事務所)」又は「継続的に業務を行うことができる施設を有する
場所で、再商品化に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの」の
代表者を指し、具体的には支店長などがこれに該当します。

積替施設一覧表【記入例】

	氏名又は名称	代表者の氏名		施設の所在地
1	〇〇株式会社	代表取締役	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番地〇号
2	◇◇株式会社	代表取締役	〇〇 〇〇	東京都千代田区霞が関◇丁目◇番地◇号

本社の住所ではなく、積替え又は保管の場所の所在地を記載してください

処分施設一覧表【記入例】

個人の場合は、氏名(屋号・商号)を記載してください。
また、姓と名の区別がわかるよう、姓と名の間に、スペースを1文字分はさんでください。

個人の場合は、代表者の氏名の記載は不要です。
「―」を記載してください。

廃棄物施設設置許可証や廃棄物処分業許可証に記載された処理能力を記載してください。
また、「一般廃棄物施設設置許可」と「産業廃棄物施設設置許可」で処理能力が異なる場合は、それぞれの処理能力を記載してください。

	名称	施設の所在地	代表者の氏名		処理内容	処理能力	施設設置許可番号	保管施設の所在地	関連法令で必要な許可、届出 ^{※1}
1	〇〇株式会社 ××工場	東京都千代田区霞が関一丁目〇番地〇号	××工場長	〇〇 〇〇	材料リサイクル	10t／日	〇〇××号	東京都千代田区霞が関一丁目△番地△号	・水質汚濁防止法特定施設設置届出書 ・消防法 指定可燃物貯蔵・取り扱い届出書
2	〇×株式会社 〇▲工場	東京都中野区中野●丁目●番地●号	△〇工場長	〇〇 〇〇	油化	3.6t／日	許可不要 ^{※2}		・水質汚濁防止法特定施設設置届出書 ・消防法 指定可燃物貯蔵・取り扱い届出書

同一の施設において「一般廃棄物施設設置許可」と「産業廃棄物施設設置許可」の両方を有している場合には、両方の許可番号を記載してください。
また、施設設置許可証及び使用前検査済み証の写しを添付してください。

※1 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音振動法、消防法、建築基準法等で定められる必要な許可、届出を記載してください。併せて、必要な許可証、届出の写しを添付してください。

※2 施設が所在する都道府県等にその理由(廃棄物処理法施行令第7条に記載のない施設であるのか、記載のある施設であって処理能力が規定値以下であるのか等)を必ず確認した上で、「許可不要」と記載してください。

再商品化により得られた物の利用事業者一覧【記入例】

再商品化事業者名	株式会社〇〇工業
----------	----------

	再商品化製品利用事業者名	引き取り品目／再商品化形態名	経由商社名 (経由する場合)	引き取り同意量 トン／年	利用能力 トン／年
1	株式会社〇〇利用工業	ペレット		1,000	2,000
2	株式会社〇〇利用工業	PE・PP混合／フレーク		500	800
3	株式会社〇〇利用工業	ペレット		300	600
4	株式会社〇〇利用工業	PE・PP混合／フレーク		200	500
	合計			2,000	3,900

(元号) ○年○月○日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合の生活環境に係る被害を防止
するために講ずる措置

【記入例】

産業廃棄物が含まれる場合は、「第6条の2第2項
の規定する一般廃棄物処理基準又は第12条第1
項に規定する産業廃棄物処理基準」と記載してくだ
さい。

当市（町村）は、本申請に係る分別収集物の再商品化において、廃棄物の処理及び清掃に
関する法律第6条の2第2項の規定する一般廃棄物処理基準に適合しない処理が行われ、
生活環境に係る被害を防止する必要がある場合には、当該不適正な処理を行った再商品化
実施者に対して支障の除去等の必要な措置を行うよう指導するとともに、仮に不適正な処
理を行った者が支障の除去等の必要な措置を講じない場合は、これらの者に代わり遅滞な
く支障の除去等の必要な措置を講じます。

住 所：○○県○○市○○

名 称：○○市

代表者の肩書・氏名：市長 ○○ ○○

計画に記載された再商品化の実施方法による処理が困難となった場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
【記入例】

法第 33 条第 2 項第 6 号に規定する者が計画に記載された再商品化の実施方法による処理が困難となった場合について、以下の措置を講じます。

- ・ 保管可能な日数：〇〇日
- ・ 設備トラブルにより、保管可能な日数を超えて、施設が稼働出来ない場合、再商品化実施者への分別収集物引渡しを中止するとともに、近隣の再商品化可能な事業者へ分別収集物の再商品化を委託する。

再商品化製品引き取り同意書

【材料リサイクルの例】

当団体は、再商品化製品利用事業者の定義・必要となる基本要件を満たし、〇〇市と再商品化事業者との間にて取り交わす遵守・合意事項について再商品化事業者から十分に説明を受けたうえで同意し、本引き取り同意書を提出いたします。また、再商品化製品の適正な取り扱いに努めるとともに、〇〇市の実施する調査に協力し、再商品化製品が利用施設で適正に利用されることを自ら証明いたします。なお、再商品化製品の適正利用を証明できなかった場合、〇〇市が本引き取り同意書を無効とすることに異議ありません。

下記の内容の再商品化製品の引き取りについて、同意しております。

令和 年 月 日

再商品化事業者名

株式会社〇〇工業

再商品化製品利用事業者名

株式会社〇〇利用工業

代表者役職・氏名

[illegible]

再商品化計画変更申請書【記入例】

(元号) 〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

申請者：〇〇県〇〇市
住 所：〇〇県〇〇市〇〇
代表者の氏名：市長 〇〇 〇〇
電話番号：XXX-XXXX-XXXX

(元号) 〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた再商品化計画について以下の事項について変更の認定を受けたいので、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第34条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 変更の内容	法施行規則第1条各号の添付書類に変更がある場合は、変更後の書類を添付してください。
2. 変更の理由	
3. 変更後の処理の開始予定年月日	

備 考

- ・各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

①氏名：〇〇 〇〇
②住所：〒100-XXXX 〇〇県〇〇市一丁目〇番地〇号
③所属：〇〇市〇〇部〇〇課
④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX
：Mail：XXX@XXX.XX.XX

再商品化計画変更届出書【記入例】

(元号) 〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿

環境大臣 殿

軽微な変更の届出（法第34条第2項関係）又は氏名等の変更の届出（法第34条第3項関係）にあわせてどちらかを選択してください。

申請者：〇〇県〇〇市

住 所：〇〇県〇〇市〇〇

代表者の氏名：市長 〇〇 〇〇

電話番号：XXX-XXXX-XXXX

(元号) 〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた再商品化計画について以下の事項について変更を（行う／行った）ので、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第34条（第2項／第3項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1. 変更の内容

法施行規則第1条各号の添付書類に変更がある場合は、変更後の書類を添付してください。

2. 変更の理由

3. 変更後の処理の開始予定年月日
又は変更の年月日

軽微な変更の届出（法第34条第2項関係）の場合、変更後の処理の開始予定年月日を、氏名等の変更の届出（法第34条第3項関係）の場合、変更の年月日を記入してください。

備 考

- ・各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

【担当者情報】

①氏名：〇〇 〇〇

②住所：〒100-XXXX 〇〇県〇〇市一丁目〇番地〇号

③所属：〇〇市〇〇部〇〇課

④連絡先：TEL：03-XXXX-XXXX FAX：03-XXXX-XXXX

：Mail：XXX@XXX.XX.XX

再商品化の実施の状況の報告書
【記入例】

(元号) 〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

申請者：〇〇県〇〇市
住 所：〇〇県〇〇市〇〇
代表者の氏名：市長 〇〇 〇〇
電話番号：XXX-XXXX-XXXX

(元号) 〇年〇月〇日付け第〇号で認定を受けた再商品化計画の実施の状況に関して、以下のとおり報告します。

当該一年間に収集した分別収集物の種類ごとの重量	①プラスチック容器包装廃棄物		〇〇トン	
	②①以外のプラスチック使用製品廃棄物		〇〇トン	
	③産業廃棄物に該当するプラスチック使用製品廃棄物			
当該一年間に分別収集物の再商品化により得られた物の種類ごとの重量、利用者及び利用方法	種類	利用者	利用方法	商社等を経由して売却した場合は、商社等と売却先の両方を記載してください。
	PPペレット	〇×株式会社	樹脂原料化	
当該一年間に分別収集物の再商品化により得られた物の種類ごとの品質		水分	塩素分	主成分
	PPペレット	1.0%以下	0.30%以下	90%以上
当該一年間に収集した分別収集物のうち再商品化されずに廃棄物として処理された物の種類ごとの重量及びその処理を行った者	種類	処理業者	処理方法	重量
	ゴムくず	■株式会社	熱回収・埋立(委託)	〇〇トン
				廃棄物の種類ごとに記載してください。